

議事日程(第3号)

令和5年12月13日 午前8時58分開議

- 日程第1 一般質問
1. 河村 隆行 議員
 2. 河村由美子 議員
 3. 村上 定陽 議員
 4. 中田 元 議員
 5. 松蔭 茂 議員
 6. 藤升 正夫 議員

- 日程第2 事件(議案第74号 吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について)の訂正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 河村 隆行 議員
 2. 河村由美子 議員
 3. 村上 定陽 議員
 4. 中田 元 議員
 5. 松蔭 茂 議員
 6. 藤升 正夫 議員

- 日程第2 事件(議案第74号 吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について)の訂正について
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桜下 善博君 | 2番 村上 定陽君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 河村由美子君 | 6番 松蔭 茂君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 藤升 正夫君 | 10番 中田 元君 |
| 11番 庭田 英明君 | 12番 安永 友行君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 町長 | …………… | 岩本 一巳君 | 副町長 | …………… | 赤松 寿志君 |
| 教育長 | …………… | 中田 敦君 | 教育次長 | …………… | 大庭 克彦君 |
| 総務課長 | …………… | 野村 幸二君 | 企画課長 | …………… | 深川 竜也君 |
| 税務住民課長 | …………… | 山根 徳政君 | 保健福祉課長 | …………… | 中林知代枝君 |
| 医療対策課長 | …………… | 渡邊 栄治君 | 産業課長 | …………… | 堀田 雅和君 |
| 建設水道課長 | …………… | 早川 貢一君 | | | |

午前 8 時 58 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第 1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1 番目の通告者、7 番、河村隆行議員の発言を許します。7 番、河村隆行議員。

○議員（7 番 河村 隆行君） 改めまして、おはようございます。3 件通告してありますので、順次よろしくお願いいたします。

まず、1 番目の今年の除雪計画についてということですが、町も 12 月の広報で町民にお願いされています。今年は暖冬とか言われていますが、急に大雪になるかもしれません。今年の除雪についてお伺いします。

3 月の定例会での町長答弁の中で、「除雪の要望等があれば作業を行うようにしている」とありました。高齢者など大変困ると思われれます。除雪をお願いしたいということです。

また、毎年要望していますが、雪により木などの枝が道路上に覆いかぶさります。陰切り等を行い、路面の確保が必要です。対応のほうをお聞きしますということです。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めまして、おはようございます。本日も、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、河村隆行議員の1点目でございます。今年の除雪計画についてということでお答えをしたいと思います。

今年の冬は、エルニーニョ現象等の影響によりまして、気温はほぼ全国的に高く、日本海側の降雪量は少なくなる見込みとの長期予報となっています。とは言ひましても、冬期ですので寒気が南下し、降雪もあるものと思われまひます。除雪計画に従ひ、万全の体制で除雪対策に臨みたくと考へているところでござひます。

さて、除雪作業につきまひては、出動基準を例年のとおり、車道であれば15センチ、歩道であれば20センチを基準に作業を進めることとしておりまひます。要望等がござひましたら、基準に従ひまひて、可能な限り対応したいと考へているところでござひます。

また、降雪による支障木への対応につきまひても、先ほど御紹介もござひましたが、広報12月号のところで、「除雪についてのお願ひ」の中でお知らせしておりまひますとおり、降雪時に支障となるおそれのある立竹木につきまひては、各御家庭におきまひて伐採等の処分をお願ひしておりまひます。

また、降雪時、交通や除雪作業の妨げになつた立竹木につきまひては、処分させていただくことがありますので、この点につきまひては御了解をいただきたいと思ひまひます。

高齢者の方への言及がござひました。高齢者からの御要望をいただくこともあります。その中で多いのが、私道等の除雪についての御要望でござひます。除雪計画における作業は、あくまで公共性のある道路の位置づけのあるものに限り行うことを原則としておりまひますので、町としまひては、経費の面や、公平公正な行政の運営の面からも、私道への対応は困難と考へておりまひます。

なお、私道等の除雪の御要望につきまひては、町から吉賀町社会福祉協議会に除雪事業をお願ひしておりまひますので、そちらを御案内させていただいているところでござひます。

除雪作業は、町民の皆様のお理解と御協力なくしては成り立ちまひせん。どうぞこの点につきまひして、御理解を賜りますようお願い申し上げておきたいと思ひまひます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 3月の御答ひの中で、除雪をしてほしいという話をしたときに、町長が「除雪作業が100%できているかと言われれば、できていないものもあるかと思ひまひます。

そのような場所でも、御要望をいただければ作業を行うようにしております」という御答弁いただきました。これは、今の私道とかがありますが、やはりそこへも生活道ということで除雪してもらえないのではないかという、本当は、自分でのけて除雪して出られる人は自分でやると思うんですが、それが困難な方は、やはり町にお願いするしかないということもあると思いますので、極力こういう御答弁をされておりますので、先ほどのような人材センターにということもありますが、やはりまず町が、除雪の順番が後になりましても、町でもしてあげるというのを基本にさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 御質問内の趣旨は、重々分かっております。ただ、先ほども御答弁させていただきましたように、あくまで公共性を持たせての除雪ということになりますので、私道等の除雪も要望があるというのは承知をしておりますが、やはり優先順位といたしましては、先ほど答弁させていただきましたような基本方針で臨みたいと思います。その上で、どうしてもそうした要望等が多いということであれば、答弁させていただきましたように、町ではなくて、社会福祉協議会が行っておりますようなそうした事業のほうへ紹介なり、おつなぎをさせていただくということで御理解をいただきたいと思います。暖かくて雪が少ない年はいいのですが、数年前にも本当に豪雪で、六日市、七日市、さらには柿木を含めた連坦地の中のところまで除雪をする、これも1日、2日ではなくて数日、1週間かけてそちらの圧雪したものを砕きながら業者をお願いをさせていただくというような時期もあるわけでございますので、まずは公共性という立場から除雪方針に沿って対応させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 救急自動車、消防車もそうですが、救急車等々が大雪のときに入りにくくなって、やはり不安になると思うんです。こういう3月の御答弁がありましたので、やはり皆さんも期待されていると思いますので、そのところ、もう一度しっかり考えて対応してほしいと思います。

それでは、2番目の産業振興についてということで質問します。

まず、体制を整える、対応する部署、担当を明確化する、医療対策課や吉高支援室など、特化して対応しているので、産業においても振興のために組織の変更を考えるべきだと思っております。

商工関係に関しては、町内企業の応援で、特に従業員、住宅の確保、環境の整備、関連する企業も多いです。製造業の町です。主要産業なんです。専属でやはり応援する部署が必要だと思っております。

続いて、農業関係ですが、製造業の町の食を支え、また豊かな食文化をもたらしてくれる大事な産業です。そのために、生産者、生産量の確保、オーガニックビレッジ宣言、有機給食など、まず生産量の確保を図る。町による生産委託や買取制度などを導入し、必要量の確保につなげてはどうかと思います。

また、このたびの指定管理施設の募集要項の中に、地域食材、特に有機農産物の食材の取扱い、域内流通を行うというのが、ゆ・ら・らとはどの湯にはあります。生産量の確保に取り組まなければ、アンテナショップをはじめ、商品が足りず、全て計画倒れになっていくのではないかと考えております。

続いて、林業関係ですが、まず航空レーダー測定の導入を進める。そして森師を増やす。自伐林家を増やし、生産された木材を加工し利用する。生産から加工・消費、一連の地産地消を図り、町内でこの工程をつくっていくと。森師が切って、運送業者が運び、製材所で用途別に製材し、それぞれ加工や建築、燃料などに利用していく、地域で回っていきます。そこに、各工程にこの町でそれぞれの職人さんも育ってくると思うんです。まず、このスタートを切っていくべきだと思っております。

鳥獣害関係で、サルやイノシシなどの対策だけでなく、今年もクマの目撃、被害も報告されております。町広報12月号にも1ページにわたり、クマに注意と載っております。町民が安心して生活できるよう、また安心して農作物の生産ができるようにする。この対策もしっかりと取っていないと、農作物の生産量は増えないと思っております。

しっかりそれぞれに対応すべく体制を整える。対応する部署、担当を明確にし、特化して、それぞれの振興のために組織の再編に取り組む、産業振興に取り組む、大事なことだと思っておりますが、お考えのほうをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、産業振興ということについてお答えをしたいと思います。

議員御質問の商工関係や農業関係、林業関係、鳥獣害関係は、現在、主には産業課が担当しております。業務も多岐にわたっておりますが、それぞれの課題解決について、時にはほかの課と連携しながら取り組んでいるところです。

それぞれの内容について御質問がありましたので、まずはそのことについて、具体のところも交えてお話をさせていただきたいと思っております。

最初に、商工関係でございますが、現在、商工は産業課、観光及び雇用等は企画課が担っておりまして、産業課と企画課で連携をしながら取り組んでいるところです。

議員御指摘のとおり、製造業、それらに関連、関係する産業は、町にとって重要な産業であり

まして、定住人口や地域経済等の大きな支えとなっております。

企業の従業員用住宅が不足しているといった課題は、以前からございまして、町にも届いているところです。

住宅の確保、環境の整備につきましては、企業、従業員確保に合わせたタイミングで答えることができなかつたかもしれませんが、住宅確保の要望に応えるため、10月に六日市医療サービスから住宅の譲渡を受け、そのうち集合住宅を企業用の住宅として提供することといたしました。また、この住宅を活用する際に、改修が必要となった場合には、この改修に対して助成したいと考えております。このことにつきましては、今議会でその予算を議案上程しているところでもございます。

次に、農業関係の御質問にお答えいたします。

産業課では、現在、担い手担当、有機農業担当、新規就農者担当、加工担当等を配置いたしまして、様々な諸課題に取り組んでいるところですが、農業を取り巻く環境は、担い手不足や高齢化など大変厳しくなっております。そのため、現在の体制で生産量を増やすということも重要でございますが、生産者を増やすということが最優先かと考えております。

4月にオーガニックビレッジ宣言をさせていただきましたが、みどりの交付金を活用して環境に配慮した農業を振興していくためにも、新規就農者を増やすという取り組みをしています。現在、議員御指摘の町による買取制度等はございませんが、生産者を増やす取り組みをしながら、必要量の確保につなげていきたいと考えております。また、県やJAとも連携を図りながら、技術指導、栽培指導もお願いし、生産量を増やす取り組みも行っていきたいと考えております。

次に、林業関係についての御質問にお答えいたします。

まず、お話にございました航空レーザー測量の導入についてでございます。

この件につきましては、9月議会でも答弁させていただきましたが、航空レーザー測量地図を活用した地形図や立木資源調査は、林業振興だけにとどまらず、山林境界の明確化による地籍調査の進捗率向上や災害時の地形基本データとしての活用が見込まれ、早期の導入を検討しておるところでございます。導入に当たっては多額の費用が必要でございまして、国の補助事業等を活用し、最適な財源確保を見込みがあれば積極的に導入を検討していきたいと考えております。

あわせて、地域おこし協力体制度を活用した森師研修員による林業従事者の確保についてでございますが、東京や大阪等の首都圏で開催される移住フェアや一次産業に特化した企業主催の移住相談会に積極的に参加をし、ターゲットを絞った募集活動を行ったり、SNSやホームページ等の媒体も積極的に活用して情報発信にも努めているところでございます。

また、議員の御指摘のとおり、製材から加工、販売までの6次産業化を実現するため、素材生産、作業道開設にとどまらず、多角的な事業展開を検討する必要がございます。

森師研修員の卒業後の伴走支援としての対策も検討いたしまして、民間企業と連携しながら、この地域に見合った事業体や林業経営を検討していきたいと考えているところでございます。

次に、鳥獣害関係についてお答えいたします。

吉賀町における鳥獣等の農林作物被害状況につきましては、毎年町内全戸に対して、「農林産物被害調査票」を配布させていただきまして、被害状況を把握しております。令和4年度につきましては、被害面積367アール、被害量は1万1,820キログラム、被害額で申し上げますと256万4,000円という状況になっております。

当町の鳥獣被害防止対策につきましては、電気柵や侵入防止柵の購入経費に対する補助金や、狩猟免許の取得に対する補助金、煙火講習会受講及び煙火の購入の補助金、また吉賀町鳥獣管理捕獲班による駆除の御協力により対応させていただいております。

鳥獣対策の基本的な考え方は、まずは自らの対策の実施、自助努力をお願いしたいと考えております。

対策の内容としましては、先ほど申し上げましたとおり、電気柵や侵入防止柵の設置、煙火による鳥獣の追い払い、狩猟免許の取得、さらに果樹や生ごみ等の誘引物の適切な管理、集落の草刈りなどが挙げられます。これは、サル、イノシシ、クマなど共通の対策になろうかと思っております。

鳥獣被害に遭った農地は、被害防止対策が施されていない場合がほとんどでございまして、電気柵や侵入防止柵等が設置されている農地であっても、電圧の不足、柵に穴が空いているなどにより、本来の機能を果たしていないといった設置後の管理上の問題で鳥獣が侵入しているケースもあります。どのように電気柵を設置したらよいかなど、鳥獣対策の技術的な部分は、産業課に鳥獣対策専門員がおりますので、御相談をいただければと思っております。

当町での安全安心な生活、農林業の振興において、鳥獣対策が重要な課題であることは十分認識しております。個人個人の被害防止対策の徹底と吉賀町鳥獣管理捕獲班による駆除を引き続きお願いいたしまして、鳥獣対策として対応していきたいと考えているところでございます。

以上のように、現在、産業振興につきましては、産業課を中心に取り組んでおりまして、それぞれの担当者を配置し対応しておりますが、限られた人員の中では十二分に対応できていないということもあるかもしれません。

また、組織の再編につきましては、現段階で具体的な課の再編計画はございませんが、医療対策課を新設いたしましたように、常に事務分掌のあり方の点検を行い、行政を取り巻く情勢や役場組織の状況を見極めながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 町の将来を、なりわいという産業、これを支えていく部署で、や

はり事細かく対応して、この部署がしっかり機能していくと、仕事もいろんな職種も増え、元気も出てくるのではないかと思います。とにかく、これを細分化といいますか、それぞれの担当で対応できるようにしてほしいと。特に獣害関係なんです、作物の生産間に被害に遭って、やる気を失うといいますか、次の作付をもう諦めてしまうというようなことが多々聞かれます。これをしっかりカバーしていくことが農作物の生産の維持と増産につながっていくのではないかと思いますので、ここの対策もしっかり取っていく必要があるのではないかと思います。

それでは、時間の関係で次に入らせていただきます。

指定管理施設についてお伺いします。

9月議会で質問しました、そして答弁がありました。減免、協議書、照明代など、いま一度お聞きします。条例や施行規則などで決められていると思います。全ての施設でこの規則等により運営されています。このことが税金で賄われている以上、利用料、使用料などは公平で決まりにより收受されるべきと思っております。町民体育館条例のように、使用料を要しない利用者も明記されています。そのようになぜ早急に改善されなかったのか、対応されなかったのか。あわせて、減免規定の対応がされないまま使用し続けると、使用料を払っている人との不公平が生じるのではと思っております。9月に指摘して、それ以後改善されていなかったら、収入の欠損が生じることになるのではと思っております。この欠損部分は誰が精算するのか、これからどう対応されていくのか、まずここまでお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、指定管理施設についてということで、まず前段部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

各施設の減免につきましては、9月の定例会におきまして、直営となっている施設の減免制度、それから指定管理施設につきましては、それぞれ施設の実情に応じて管理者が判断し運用している基本的な事項について、施設ごとの御説明をさせていただいたところでございます。いろいろな御指摘等を受けまして、改善すべきところは改善する、既に行っているところ、それから今、その改善の中途のところ、それから幾らか予算を伴う少し時間がかかるところ、こうしたところを整理をさせていただいて、それぞれの担当課で対応させていただいているところでございます。

現在、一部の施設、具体的にはスポーツ公園ということで申し上げますが、このことにつきましては、減免等について指定管理者と協議を進めて見直しを行っているところでございます。ほかの議員さんのところからも、この件につきましてはいろいろ今回御質問等をいただいておりますけれども、そのときにもお答えをすることになるかと思っておりますが、スポーツ公園のこうしたことにつきまして、これまでの経過等を含め、今取り組んでいること、それから、これからの課

題等につきまして、所管をいたします教育委員会のほうから少し御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。とりわけスポーツ公園に係る利用料の減免等の規定についてというところでお答えをさせていただきたいと思っております。

スポーツ公園の利用料の減免についてですが、こちらについては基準となるものはあったというふうには認識しております。ただし、そういったものの明文化されたものがなかったというふうには認識しております。このたび、指定管理者とも協議をいたしまして、そういったところの明文化をまずはさせていただいたと。それによって、利用料の収受、徴収をしていただくようお願いをしたところでございます。それまでの間も、内容といたしましては、9月の定例会のところで申し上げましたように、スポーツ少年団の利用について、それから小中学校の利用について、こちらについての明文の規定があったというところでございます。このたびの協議に合わせて、追加で障がい者の利用についての減免を新たに加えたという形で整理をさせていただいているところでございます。現在は、それに基づいた利用料の徴収をさせていただいているというふうには認識しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 地方自治法244条は、公の施設の規定。244条の2で、公の施設の設置、管理及び廃止が11項目にわたってありますが、244条で住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けて、正当な理由がない限り、住民がその施設を利用することを拒んではならないと、また、不当な差別的扱いをしてはならないという、公平に使いなさいという施設だと思っております。その辺もなされているか。減免規定があると思っておりますが、やはりそこはしっかりと明文化されていないといいますが、9月に質問したんです。そこからもう何か月、時間がたっているんですが、とりあえず、ではその時点からでも明文化して、きちんとそれぞれの条例で決められている取り組みがなされるよう、これは244条できちんと明文化されていますので、ここはしっかり対応していかないと、本当は不公平が生じるんじゃないかと思っております。使いたくてももう全て予約が埋まっていたとか、使いたくても今のおり、利用が制限されているとかということがないように。また、お金もきちんと公平で、先ほど申しましたが、きちんとした明文化されていなくて減免されたということは、税金ですので、欠損が出るということは誰が責任を取っていくかというような問題にも発展しかねないと思っております。やはり、9月に質問しまして、しっかりと対応していただけたらと思っていたのですが、なかなかそういう話も聞かれませんので、ここは急いで対応されるべきだと思っておりますが、町長どうふうにお考えですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 地方自治法に定めるごく基本的なところの御指摘でございます。これは、12月1日に全員協議会で、令和6年度以降、向こう5年間、もしくは4年間の施設もございませうが、指定管理施設の指定についての説明をさせていただきまして、その中にもありますように、本来その指定管理者に求めるものということで、その運営方針、選定基準というものがございまして、まさに今、議員が御指摘をされたことがその中に書いてございます。運営方針、少し読み上げますと、「公の施設であることを念頭に置き、特定の個人や団体に有利又は不利となる取り扱いをしないこと」、それから選定基準の中には、「施設の利用者の平等利用が確保されること」、こうしたことを大原則にして指定管理者を選定する、こういう作業になりますので、御指摘がございました地方自治法の第244条に定めるその趣旨というのは、指定管理を選定するその作業の中で、まず前提条件として踏襲されているということは御理解いただきたいと思ひます。そうした経過で選定作業を進めて、最終的に議会のほうで御同意をいただいて、その指定管理者の議決をいただいて運用になると、こういう流れになるわけでございますので、その内容を改めて協定書あるいは基本協定の中で云々ということよりも、そうしたことを大前提に踏まえた上での作業でございますので、そのことは我々お願いをする側、それから受注を受ける指定管理者のほうも重々承知をしているという前提で事が進んでいるということは、御理解をいただきたいと思ひます。

それで、いろいろ御指摘のあります施設運用の仕方であったり、それから手続きを含めて、いろいろまだ改善の余地があったということは我々も承知をしておりますし、現場で担当しております教育委員会のほうもそうしたことを踏まえて、今その作業に当たっている最中の部分もございませうので、ここは少し時間をいただかなければならない部分もあろうかと思ひます。鍵の管理一つにとってもそうございまして、どうか安全性であるとか、そうしたものが担保できるような形で、今、教育委員会のほうで対応させていただいているところでございませう。

それから、減免規定がありますので、当然想定をしておりますような規定で定める、条例で定める、そうしたものに対しての使用料、それから利用料金が減免ということで入らないということに結果としてなりますが、これは減免でございますので、いわゆるそうした徴収を免ずるわけでございますので、使用許可する側が。ですから、私の認識とすれば、それが欠損には当たらないのではないかと。当然、そうしたことは、減免をすれば起こってくる現象でございますので、そうしたことを含めて、指定管理の中で入りの部分と出のコストの部分でバランスを取っていく工夫が求められるということだろうというふうに考えております。御指摘のありました自治法のその244条の趣旨のところは、先ほど申し上げましたが、そうした形で作業の中でも既に踏襲されているというふうにご我々としては認識をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 減免の申請がされないということは、減免をしないということ、申し込まないということと、結果として、慣例としてそれは認められていたから、では出さなかったからということにはならないんじゃないですか。きちんとたんびたんび申請して、減免の許可をいただくと、これが正当な手続きではないかと思うんですが、「特定の個人や団体に有利又は不利となる取り扱いをしないこと」、この募集要項の運営方針の中に、きちんと指定管理者に指導するように書き込まれていますが、これが実際に指定管理者がそのように対応していなかったら、この減免の申請がなかったら、これは通常どおり料金をもらう必要があるんじゃないですか。どういう判断でしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど、所管いたします教育委員会の次長のほうからのお話でしたが、減免をするというようなことにつきましては、手続き上は条例規則にもありますように、指定管理者が所管をする、今回の施設ですと教育委員会になりますが、そちらのほうで手続きを経て、教育委員会の承認を得て、その事務をすると、こういうことになっておりますが、その基本となります減免の規定等が明文化されていなかったということがありましたので、先ほど次長が申し上げましたように、指定管理のほうから改めて書面でその規定についての照会をしていただいて、この内容についての許可、承認をしたと、こういうことでございます。

これまでのところはどうかであったかということでございますが、慣例としてやっていたということになろうかと思いますが、慣例がそれでは法的なところで根拠がないかといえ、それはそれとして私はあるというふうに認識をしております。これはこの件に限らず、そうしたことで対応しておった、これはいわゆる貸し側と受け側のところで、そうした共通の認識の上でやっておったということになろうかと思いますが、ですから書面があるないということで多分言及をされておるのだらうと思いますが、貸し側と借りる側とがそうしたお互いの了解の上で、事務といえますか、事を進めておったということでもありますので、それでいけば、減免のことを適用して、これまで慣例という形で進めておったということになります。ただ、問題は書面がなかった、それから標準的にいわゆる運用する規定がなかったということが問題でございますので、これを少し後追いになったかも分かりませんが、指定管理と教育委員会との文書のやり取りの中で、協議の中でその内容についての承認をさせていただいたということで、このことにつきましては書面にも書かせていただいておりますけど、改めてこの書面、この規定によって、令和5年、本年の11月1日からこの規定に基づいて行くと。

それから、加えて、先ほども次長のほうからもありましたが、今使っておられる団体に限らず、これは外部の方と共同で使うこともあるわけです。外部というのは町内の団体だけでなく、町

外、県外の団体と共同で利用する。あるいは、身体障がい者の方が手帳を持ってこられたときにはどうするのかと。こういったこともしっかり明文化をさせていただいて、その運用に当たっていくということを改めて今回改善をさせていただいたということも申し添えておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） もう一つ質問を出しておりますので、そちらのほうへ移ります。

令和6年4月より指定管理者募集が出され、要項に期間は5年とありますが、全ての施設を続けていくのですか。合併時より20%以上も人口減少が進み、今後も減少が予想される中、公共施設、指定管理施設の維持をどのようにするのですか。

また、管理料基準額が増額になった施設、減額になった施設がありますが、それぞれについて要因を伺います。

全ての施設の年間の管理料合計は1億円ぐらいになると思いますが、これは町民1人当たり1万7,000円は負担になる計算です。少しは利用者負担増もお願いしてはと思いますが、お考えをお聞きします。

また、期間については、5年前の検討時同様、今回も見直しは不要と書かれていますが、今も5年前の状況と変わっていないのかということをお聞きします。

人口は、公共施設の総量の削減計画は、中期財政計画は、財政は、その5年前と変わっていませんか。長期継続契約による経費の削減効果を期待としていますが、前回5年間でどのくらいの削減効果があったのか。

また、町全体ではどのくらいの経済効果があったのか。この町で指定管理料年1億円の経済効果はどのように評価しておられるのか。本当に町民のためになっているのか、必要なのか。

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的のため設けられる施設です。各施設の設置目的はそれぞれですが、町民の健康の維持、増進等が多く書かれています。そしてその中で、はとの湯については、「老人福祉法第15条第5項の規定による」とあり、「社会福祉法の定めるところにより、老人福祉センターを設置することができる」とあります。老人福祉法第1条目的で、「この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする」とあります。そして、老人福祉法第20条の7に、「老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのために便宜を総合的に供与することを目的とする施設」とありますが、現在、指定管理募集要項が出されていますが、これにマッチした、この15条の第5項により規定された老人福祉センター、これの運用について、設置目的、これにかなった運営がなされているか、募集

がされているか、これはしっかりお聞きしたいと思っております。

それから、吉賀町公共施設等総合管理計画、平成29年3月、吉賀町個別施設計画、令和3年2月にそれぞれ作成されております。今年1月、管理計画について定例会の一般質問でお尋ねしました。本計画は、令和3年(2021年)から令和32年(2050年)までの30年間です。質問でもお聞きしましたが、「真田の学園施設などは別枠で管理する」と町長おっしゃいました。町内の施設の延べ床総面積は10万平方メートル(10ヘクタール)にもなるかと思えます。人口は30年で43%も減少が見込まれ、1人当たりの公共施設の延べ床面積を維持するということは、この計画を先送りすることなく処置していくことだと思っております。右ヶ谷キャンプ場、2021年、除去、民間移管の検討、安蔵寺山麓ゴギの郷、2024年、売却、除却等の検討、真田ポケットパーク、2024年、売却、除却等の検討、地域間交流拠点施設、2021年、売却、除却等の検討が個別管理計画に載せてあります。これらの施設は、指定管理施設で募集をかけておられますが、町の優先する計画、これは何なんですか。この管理計画を基に募集計画を出される、これちょっと理解できないのですが、こんなことを繰り返していても大丈夫なんですか。先ほども申しましたが、自治法244条は公の施設を規定し、244条の2で公の施設の設置や管理及び廃止が規定されています。公の施設を設定利用され、不当な差別的扱いはしてはならない。公の施設の設置及び管理に関する条例が守られているか、実施されているか、しっかり検討されるべきだと思っております。

以上、質問少し長くなりましたが、答弁のほうをよろしく申し上げます。

○議長(安永 友行君) 岩本町長。

○町長(岩本 一巳君) それでは、後段の部分についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、今後の町の公共建築物の全体についての考え方でございます。

先ほどお話もございますが、本町の推計人口、30年間で約43%が減少するということが見込まれております。

その上で、町民1人当たりの公共建築物の延べ床面積を維持することを目標といたしまして、次の3点を目標に掲げております。まず1点目は、町全体として40年間で面積ベース、延べで約40%縮減するという事、それから、現時点で未使用となっている施設は廃止をするということ、そして3つ目は、比較的新しい施設につきましては、統廃合や複合化の受け皿となる施設として活用するという事でございます。こうした目標を掲げながら、各施設の検討については個別施設計画等に基づきまして、各施設ごとの役割、機能、利用状況等を検証して、改修が必要な場合、劣化度、建築年及び避難所指定等、こうしたことに基づいて優先度を決定して、維持管理の効率化を図るということとしております。

また、定期的な点検調査を実施することで、予防保全を徹底して、保全費用の平準化を推進し

てまいりたいということでございます。

また、今後、利用頻度が極めて少なく、施設廃止の検討が必要な状況でございましたら、適宜協議を行ってまいりたいと考えております。

少し具体の施設の話もございましたが、少しデータとしては古いのですが、いわゆる町の公共施設、延べ床面積でいいますと、吉賀町の場合、今、約9万3,000平米でございます。そうした中で、将来的に向こう40年間で総合管理計画で定めますように、その面積を40%削減していこうということでございます。これは大原則でございます。とは言いながら、イレギュラーなものもございまして、これは御紹介がありました新しく「高津川てらす」という愛称になりましたが、旧六日市学園、これが面積が約5,700平米。それから、いよいよ公設民営化を今準備させていただいております現在の六日市病院、今度はよしか病院になりますが、この延べ床面積は約1万2,000平米でございます。そういたしますと、全てを向こう40年間で40%削減の枠の中に入れ込もうとすると、特にこの公設民営化をしようとする1万2,000平米あるこの六日市病院は、取得をするというのは計画からいうと大きく外れた内容になろうかと思えます。とは言いながらも、住民の皆さんの、特にこの圏域の皆さんの命と健康を守っていく、地域医療を守るという意味では、これは本当に別の次元で考えなければいけないわけでございますので、9万3,000平米を向こう40年間で40%削減をするとは言いながら、それをこの1万2,000平米を入れてしまうと、もう大きく外れるというのは、これは推して知るべしでございます。ですから、大原則は先ほど申し上げましたような内容でございますが、一方では、そうした特殊な事情は事情として考慮をして、六日市学園のときには別枠でという表現をさせていただきましたが、この六日市病院、よしか病院の件につきましても、これはこの計画の中ではございますが、別枠のところでやはり考えていかなければならない事情があるということは御理解をいただきたいと思えます。

それから、指定管理料の基準額の増減のお話でございます。

かなりの施設がございますので、一つ一つということは御了解をいただいて、ざっくりした表現になって大変恐縮なんですけど、今回の更新に当たりまして、ほとんどの施設はおおむね増額となっております。その増額の要因といいますのは、近年の光熱水費の値上げ、それから最低賃金の上昇による人件費の増額が主な要因でございます。

そうした中であっても、減額となった施設もございます。2つございます。一つは、吉賀町グラウンドゴルフ場で、もう一つは、吉賀町交流研修センターと真田グラウンドのこの2つでございます。吉賀町グラウンドゴルフ場につきましては、隣接する大野原運動交流広場との調整によって指定管理料の増減があった、その関係で減額となっております。それから、後段の吉賀町交流研修センターと真田グラウンド、セット物でございますけど、これにつきましては、御案内の

とおり、吉賀高等学校の男子生徒の受入れに伴いますみなし寮を整備させていただきましたので、これとの兼ね合いで管理の範囲が減少いたしましたので、減額となっております。

それから、通告でいいますと最後になりますが、利用者の負担増の考え方でございます。

近年の光熱水費の値上げ、それから最低賃金の上昇によりまして、人件費の増額を踏まえて、各施設ごとの形態や状況を踏まえて、この定例会においては企画課が所管いたします観光交流施設の利用料金の改正議案を提出しているところでございます。また、その他の施設についても、これから適宜協議を行ってまいりたいと思います。

今回、議案で上程をさせていただいております観光交流施設の増額でございますが、全員協議会等で担当課のほうから説明がありましたように、指定管理を今お願いしております運用の利用料金というのは、本当に条例で定める上限のところぎりぎりでございます。言ってみれば、指定管理の方に対してのいわゆる裁量権といえますか、がないわけでございまして、これを少し料金を、条例の上限を上げることによって、指定管理者の方のいわゆる運用の幅を広げていって、それをもってこの施設の運営をしっかりとやっていただこうということでございますので、これは近隣の自治体等で行っております指定管理の該当する施設の調査も行っていただいております。おおむね今回提案をさせていただくような料金幅になっておりますので、そうした形でしっかり今度は指定管理のほうで運用していただこうという趣旨でございます。

それから、指定管理の期間の話がございました。5年とはいいますが、一部の施設については今回4年ということをお願いをさせていただこうと思っておりますが、これにつきましては、これも全員協議会の資料の中にもありますように、長期継続契約によるその削減効果等を期待して5年間、この状況については変わっていないということで、これまでの更新作業、今回の更新作業の中でも5年を基本として行っております。

それから、今回、一部訂正をさせていただくということで大変恐縮なんですけど、柿木にあります集出荷施設、これは現在、今回お願いしている施設の隣にありますものが、今回指定管理をお願いをしようとするその団体様と同じ団体ということでございまして、現行の運用の期間の周期に合わせるということで、通常5年のところを1年前倒ししたような形で4年にさせていただいて、それを同じ周期に合わせて、今度の更新の時期にはそれを一括でというような思惑もこちらのほうにありますので、そうした形で、原則5年後というところを4年ということで、少し例外があるということでございます。

指定管理料も今回申し上げますように、光熱水費等の高騰によりまして、現在の現行の指定管理料、総体でいいますとやっぱり30%ぐらい増額になっておりまして、今回、1億円ぐらいの指定管理料ということで、総額ではなりますが、現行で申し上げますと、今回ちょっと比較が難しく、新しいところでは利用代行制というところに入っておりますので、単純な比較はでき

ませんが、おおむね30%上がるということでございますので、当然それに係る経費というのは上がってくるというのは一目瞭然でございます。

しかしながら、町民の皆さんの健康増進を図るという町有施設、大事な施設でございまして、誘客施設でもございますので、そうした観点からも、少しやはり指定管理料は高くはなりますが、こうした形で指定管理をお願いをさせていただいて、これまでと同じ形で行っていかうということでございます。

ただ、前後いたしますが、総合管理計画があったり、個別施設計画もあるわけでございますので、そこら辺との整合性は取りながら、調整をしながらということは留意していきたいと考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） これを先送りすると将来世代に負担が何倍も増してかかっていくということになるので、この管理計画、しっかりと実行されることだと思っております。

それで、はとの湯のことで、指定管理に出すのなら、やはりその辺のところの趣旨が老人の福祉ということになると、無料でということは無理かもしれませんが、いろんな、そういうもろもろの条件が付されているということを考えていくべきではないかと思っております。

それから、時間がないんですが、244の2の中の2項で、「普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて」というくだりがあるんですが、ここを町長どういうふうに、質問に書いていなかったんですが、244条が出たもので、ちょっとどういう見解をお持ちかお聞きしたいと思うんですが。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 244条、ちょっと条文がないのであれですけど、特に重要な施設をどうしなさいというふうに法令上書いてあるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 「これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない」というくだりがあるんですが、時間が来ましたので、また15日の質問のときに、この指定管理のことですので、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ちょっと時間が来ましたので、端的にお答えをさせていただきます。

趣旨は分かりました。いわゆるその公の施設について、特に重要なその施設については、その管理の方法を違う方法で考えなさいという、そうした趣旨だろうと思います。これは、今回、指定管理をお願いするという、施設に限らず直営でしておる施設もあるわけでございますが、

こうしたことを含めて、これ全体の中で、総合管理計画の中で個別施設計画の中で考えていけないといけないと思いますし、そうした処分をしようとするときは、今御紹介のあったその法で定める手続きを淡々と進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

2番目の通告者、5番、河村由美子議員の発言を許します。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） おはようございます。

私は、2点通告をいたしておりますのでよろしくお願ひいたします。

最初の1点目なんですけども、新病院の公設民営化移行への進捗状況はということなんですけども、10月の23日に、よしか病院の進捗や課題等々につきましては、木谷医療・介護統括管理者、医療対策課より説明を受けましたけれども、移行までにはいろんな諸課題、諸問題が難航しているようなことや、石州会が雇用しておられる職員への今後の説明とか、町との連携が円滑に進捗してないような感じを受けたということです。

その後、11月13日におきましては、カタクリ会新病院の職員の募集、募集状況、構成人員の数値等を聞かされまして、一応、一安心したところではありますが、今後の推移に協力は我々は惜しむものではありませんけれども、今後、先般は国・県のほうへ、法的申請等もう提出済みという話でもありましたけれども、その辺のところと見通しといたしますか、そのあたりを具体的に説明お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村由美子議員1点目の新病院の公設民営化移行への進捗についてということでお答えをしたいと思います。

これまでのところで、議会との意見交換会を2回開催させていただきましたが、10月の23日に開催いたしました意見交換会においては、木谷医療・介護統括管理者によるよしか病院の運営について御説明をいただきまして、担当課の医療対策課の説明の後に全体で意見交換会をさせていただいたところでございました。

この時点におきましては、職員採用に向けた動きが始まっていないなど、議員のほうからお話

がございましたように、吉賀町、カタクリ会と石州会において円滑な進捗が見られない状況があったというふうに思っております。

続いて、11月の13日に開催いたしました2回目の意見交換会におきましては、職員採用に向けたエントリーシートの配布をしておりました。その途中経過として、一定の進捗があったことを報告をしたところでございます。

しかしながら、まだ、エントリーの段階であるということから安心はできないというふうに考えております。このため、カタクリ会による採用手続きにつきましては、組織体制、診療体制等を確定させるためにも、既に開始の準備を進めているというふうに聞いております。

また、資産の取得等の協議につきましても早期の合意に向け全力で取り組んでまいりたいと思います。今、そのように取り組んでいるところでございます。

国それから島根県等への手続きについてでございますが、まずは県へよしか病院の開設の許可、それから介護保険施設でありますよしか苑等の指定に係る申請書の提出について準備を進めておりまして、おおむね準備はできておる状態でございます。

そのほか、国も含めて多数の手続きが必要となるわけでございますが、関係機関へ相談、紹介をしながら着実にその事務等を進めておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） いろんな準備を着々と進めているということでもありますけども、我々が今心配といいますか、住民の方がいろいろ説明してほしいとか、いろんなことを聞かれるわけなんですけども、要するに住民の説明会というのは、今、時期が年内か年明け早々にするという話でもありましたけども、住民説明会の時期というのはいつ頃を考えておられるのか。今その時期ではないと思っておられるのか。そのあたりはちょっと分かりませんが、そのあたりと、新病院の概略のことはおおむねが分かっているとはいえ、建設予定地であったりとか、規模であったりとか、総事業費、そういったものを今の段階で示されるかどうか、ちょっと不透明なんですけどもお答えいただければと思います。

新病院建設の方針は、5年の8月に基本構想を出しまして、令和9年度に着工、施工ということは聞いておりますけども、そのためには新病院建設の基本計画というものをつくると思うんですが、策定委員会というものを立ち上げておられるのか、予定しておられると思うんですが、そういったものはいつ頃で、どの程度の人員を計画しておられるか、そのあたりをお聞かせくださいませ。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まずは、住民の皆さんに対しての情報提供でございます。これは当然のことでございますが、本当にこれからこの六日市病院がよしか病院になってどうなるのか、また、

そのスケジュール感はどうなるのか、特に診療科目がどうなるのかということが非常に住民の皆さんにとっては気になるところだろうというふうに考えております。

以前の質疑の中でも、そうしたところ、準備が出来次第ということで申し上げておりました。これは10月の第1回目の意見交換会の際の資料の中にもありますが、当初のところでは12月中旬のところでは新病院建設基本構想の住民説明会をするということにしておりました。これが事務的に少しずれております。といいますのは、ちょっと話の説明が前後になりますが、基本計画の策定委員会、これは当初、附属機関といいますか、これは非常勤特別職でない役職をお願いをしようということで当初予算を上げておりましたが、御指摘がございまして、これを条例化をして、非常勤特別職の扱いでということに御意見いただきましたので、その作業を改めて今させていただいて、今定例会のほうへ提案をさせていただいております。したがって、順序立てて申し上げますと、今回定例会で、その委員会条例が議決をされる。予算も議決をさせていただきましたら、少し遅れますが、この委員会を立ち上げてその作業に当たらせていただく。そして計画をつくっていただく。その構想等ができた段階で、準備ができれば住民説明会に出向いていくと、こういった流れになるかなというふうに思っております。

それから、規模等につきましては、これまでいろいろな情報も提供させていただきましたが、少しそこらあたりについては担当いたします医療対策課の課長のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 先ほども少し町長のほうから答弁をさせていただいたところですが、基本計画策定委員会の中、中というか、基本計画を策定をする中で、基本計画策定委員会の中にその情報のほうを提供していただいて、その中でいろいろな審議をするというような形で考えております。

基本計画の策定のほうを今進めているようなところではございますが、その中で、一つコンサルのほうからある程度のところの詳しい専門的な知見によって御提案があるかなというようなところで思っております。今の現在の段階においては、まだそこまでの準備が進んでないというようなこともありますので、これについてはまた来年になると思うんですが、そのあたりで、ある程度の骨子であるとか、基本計画の内容とか、そういったところが少し出てくるかなというふうには思っております。

先ほども少し住民説明会の話もあったところですが、住民説明会も、令和6年4月から予定しておりますよしか病院のスタートに向けた住民説明会という形の部分と、新病院の建設の部分の住民説明会、これが一緒にできるか、あるいはまた別の機会によってやるかといったところも少し今検討している段階ですので、そういうことを考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 粛々と進んでいる中で、非常に不透明なところがあって厳しい状況かと思いますが、策定委員会によって、今後のことが、骨子が見えてくるということを期待すると言えばおかしいんですが、望むということにしておきます。

それで今年の8月末の時点で、この当町の人口が5,766人、高齢化率も45.2というふうには、非常に高齢化率も高い人口減少という中で、2年前の前倒しの数値で、大変危機感を感じているところなんですけども、今後はそれがますます加速するであろうという中で、スピードを持ってやっていかなくてはいけないんですが、とはいえ、現行の病院を石州会が経営しておられますから、なかなか厳しいかと思いますが。とはいってしましても、この前エントリーシートをもらいましたが、あれから看護師さんとか何とかが充足率といいますか、その辺は落ち着いてきたという言い方はおかしいんですが、きちんと予定の数値に近づいているのか。まだまだどの分野といいますか、不足なのかというところをちょっと聞きたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 日々数等が動いておりますので確たるものはお答えできませんが、12月1日の全員協議会のほうで、医療対策課長、担当職員のほうからいろいろな説明をさせていただきました。そのときの情報提供といたしましては、当然、こうした医療・介護の現場でございまして、医師あるいは事務等を含めて多種多様な職種の方が必要になるということでございます。

12月1日の説明の中では、医師それから給食調理員さんを除けて、カタクリ会として、そのときに必要と思われる人員は121人というふうにお話があったかと思いますが。その段階で134人の方にエントリーをしていただいているということでございます。

先ほど答弁もさせていただきましたが、エントリーの段階でございますので、当然そのエントリーをされた中には、いろいろなことで事情を持っておられる方、それからいろいろなことで悩んでおられる方もおられるということは御理解をいただきたいと思っております。

特に修学資金を借りておられる方がどういうふうにご考えておられるかということもございまして、間もなく採用等の動きが出てくるかと思いますが、そうした中ではやっぱり数は動いてまいります。まずは12月1日の段階では、そうしたことをアナウンスをさせていただいたということをお話のほうから申し上げて、ちょっと具体的なお話、喫緊の状況のところにつきましては、医療対策課長のほうからお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

先ほど町長のほうが答弁されたとおりの人数からは変わっておりません。

近々の状況で言いますと、採用手続きについてはカタクリ会のほうで現在進めているというような状況をお話させていただいたところですが、現在の状況でいきますと12月19日から21日の3日間において採用選考、いわゆる面接試験ですが、その辺について日程のほうを固めております。

今、それに向けて募集要項をお配りをしまして、それに応募していただいているというような段階になります。その時点で応募があった方に対して何人になるかというのは、今のところは少し分かりませんが、たくさん応募していただけるように今働きかけのほうもしているようなところ です。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 先般、吉賀町の返済免除の奨学金というのが新聞に出たんですけども、それによって、ここにおられる方ももちろんですが、あんまりないかと思いますが、他町、他市から、ぜひとも、吉賀町、そういうことがあるのであれば勤務したいなというようなことが、1件か2件でもあったんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先般、全員協議会で、その内容、こうしたつくりのものを準備したいということを説明させていただいて、これも今条例でお願いをさせていただいている部分でございますので、15日の最終日のところで議決いただければ、それをしっかり情報提供させていただく、アナウンスもさせていただきたいということでございます。これが一部新聞で報道されましたので、それに興味を持っていただける方が1人でも多くいらっしゃれば、これは幸いです。

現状で言いますと、まだ制度化されておられませんので、これに対しての問合せ等はないということでございます。もちろん手を挙げる方も今のところはないということでございます。ただ、説明をさせていただきましたように、今回の制度は現行の制度と差別化といいますか、区別をさせていただいて、よしか病院で長きにわたって働いていただける医師、看護師をはじめ、医療・介護の専門職の方に数多く来ていただいて確保させていただきたいということで、非常に現行とは格段のインセンティブをつけさせていただいております。準備をさせていただいておりますので、この内容に御賛同いただいて、1人でも多くの方にこのよしか病院で働いていただけるよう、そういったことを今願っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） それと医療制度改正といいますか、2年に1度の診療報酬改定とかいうのがあると思うんですけども、この前の新聞でも、診療所みたいな20床以下のところは結構利益率がいいと。それ以上のところが非常に経営が厳しいというようなところが出ておりましたけども、それと浜田圏域でも眼科の診療を閉鎖するとか、今朝も、どこでしたか、産婦人科の個人のお医者さんが辞めるとか、非常に医療を取り巻く環境というのは本当現実厳しいところがあると思うんですよ。そうした中で、こういう過疎地に新たな病院を新設して公設民営化するということは、よほどの体制を整えていかないと、なかなか経営もですが厳しいという状況にあるかと思えます。

医療対策課におかれましては、日々大変な努力をしておられるとは思いますが、なお一層の情報収集であったりとか、その辺を研さんしてほしいということをお願い添えて、1点目の質問については終わりたいと思います。

続きまして2点目に入りたいんですが、指定管理者制度の見直しをということで質問を出しておりますが、先ほども7番議員のほうからもいろいろ御指摘なり質問がありましたけども、指定管理というのは、病院というふうなものは別格、別枠としまして、現在本町が指定管理をお願いしているあらゆる施設等は様々数多くあるわけなんですけれども、特に今回、管理料が多額な施設も、跳ね上がった施設があつて、真に本当に住民の健康とか、地域経済に貢献して未来永劫、そのことによって子どもたちでも郷土愛が生まれるというふうな施設がどれだけあるとお考えなんでしょうか。ただ、施設があるからそのまま継続する手法は、現在の町財政や町内の情勢からして本当に、非常に危険水域、危険だと思うんですよ。現況の町内の企業、商店の実態を町長よく見てくださいよ。11月から諸般の事情で閉店あるいは倒産といいますか、とにかく、やむなく経営難によって、というような店があります。

そうした中、今のある施設は、いつまでも行政財産として抱えて、幾ら条例があるからといつても、各施設を管理、出していくというふうなやり方では非常に厳しい現状があるということです。

利用頻度がどの程度あつて、効果が、どのぐらい増加があつたとか、経済にどういうふうに影響があつたというふうなことを、特に私は今回突出して、88施設、それ以上にあると思うんですが、88施設ぐらいを住民福祉向上のために資するとして、町が指定管理をお願いするという公募をしながらやっているわけなんですけども、そういう現状が特別に突出したところが健康増進施設「ゆ・ら・ら」ということなんですけども、向こう5年間の契約といいますか、2億1,400万円。年に換算しますと4,280万円です。それに今年度まで、5年度までが2,435万4,000円、1,844万6,000円アップするわけなんですよ。

それは先ほど来出ております最低賃金の引上げとか、燃料、光熱費の高騰とか、いうことは完

備してあるというふうなことも言うておられますけれども、ずっと前の直営でやっていたわけなんですよ、あそこは。開設当時は。

そして何年かたって、数年、忘れましたが、休暇村というところへ指定管理をお願いしたと。その当時の指定管理料が年間1,260万であったように記憶をしとるんですが、これは私の記憶ですから違っているかもしれませんが、いずれにせよ、それから何十年もたっているわけでもない状況の中で、それは今の食料品から何から人件費からがばんばん上がる時代とはいえ、あまりにも突出して著しいというふうな感があります。

そういったところで、このまま、先ほどの意見もありましたけども、ずっとずっと管理していくことが果たして、この町のためになるのかということと、もちろん人口減少の中で財政が厳しくなる中で、持ちこたえられるのか。その辺のところをもう一度精査して、今回は踏みとどまるっておかしい言い方かもしれませんが、その辺のところを町長自身が、担当課も含めて、職員の方もそうですよ。我々もそうなんです。そういうところを県内の自治体の様子といいますか、県内の東部のほうでは温泉施設を民間に無償譲渡であったりとか、広範に公募して売買というふうなやり方を取っておる。

聞くところによりますと隣の県の願成就温泉も現状そういうふうになってきつつあるというのは、うわさ話ですけども、そういうところがあるわけなんですけども、今後において、そういう制度、先ほども244条の2というような話もありましたけども、私はもちろんそのことも、条例もですけども、条例改正しないと役人様はなかなか民間とは違いますから、それじゃあ法律に抵触しない程度で、ぱっと民間だったら、こういうふうに制度改正をというか、やろうというようなことがあるんですが、行政というのはそういうところがなかなかできないというところもあるかもしれませんが、いずれにしても、これほど上がった理由は、ただ人件費の時間最低賃金47円ということと、燃料高騰、水道光熱費の高騰だけで、これだけの値上がり、その上がった根拠ですね、それを数値的にお示しをいただきたいことと、ついでに申し上げますが、選定委員会というものがあるんですよね。町の副町長と総務課長あるいは民間の経済団体の方が4人という、6人か7人のメンバーだと思うんですけども、その方たちがこのプレゼンをする、そしてヒアリングをする。そして、いろいろ質問、質疑をするというような仕組みになっておると思うんですけども、そういう委員から、どういった意見、「ゆ・ら・ら」に限らずですよ。総体的に特に高騰したようなところは意見が出たはずなんです。そういうところで、町長が欠席であれば副町長が出られたんですから、その辺での答弁の説明をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村由美子議員2点目のところでございます。

まず、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず、先ほどお話もございました町内の商店の実態をよく見てくださいということでございます。これは折に触れ私も実態を見ておりますし、それから状況もいろいろな各方面からお話が入っておりますので、100%ではないかとは思いますが、大変厳しい状況というのは従々承知をしております。

今年になって、秋口、あるいは年内のところというようなお話もいろいろ聞いておりますので、そうした大変厳しい状況であるということは従々承知しておるということは申し添えておきたいと思っております。そうした中で、どうか、一つの要因コロナもございまして、コロナに対しての経済対策をさせていただきたいということで、9月の定例会でもいろんな御意見を頂きましたので、それ以後、担当課のほうで、商工会をはじめ関係機関、団体と協議をさせていただいて、我々ができる範囲のところで経済対策をさせていただこうということで、数千万の財源措置をさせていただいて、議会のほうへ、提案、上程をさせていただいているところでございますので、この点をまず申し上げておきたいと思っております。

その上でございますが、指定管理者制度の見直しをということについてでございます。

更新時の状況に合わせまして方針の見直しを適宜行ってまいりましたが、それぞれの施設の将来の見通しにつきましては、所管いたします担当課で検討しておりまして、その内容を基に指定管理者選定基準等検討委員会、これが役場の中の担当部署の、いわゆる職員の会議でございますが、こちらにおきまして、指定管理方法の検討、募集方法の検討、募集要項等の作成をしております。

また、町の公共建築物の全体的な考え方につきましては、先ほど7番議員のところでお答えをさせていただいたように、向こう40年間で、延べ床面積をおおむね40%削減をしようということでございます。

ただ、その中には、やはりイレギュラーなものもあるということは御理解をいただきたいと思っております。特に地域医療を守るためにということもあるわけでございます。

それで、施設の売却や無償譲渡を視野に入れてはどうかという御意見でございます。

これまでは売却が困難なことが予想されること、あるいは、無償譲渡におきましても、最終的な解体費用の負担などのために具体的な検討はあまり行っていないのが現状でございます。

今後におきましては、それぞれの施設について引き続いて売却や解体等も含めて併せて検討を行ってまいりたいと思っております。

これまで吉賀町の対応をさせていただいた中におきましても、町内にあります地区集会所の解体、それから旧学校校舎の無償譲渡、こうしたことも数件あるわけでございまして、こうした実績等も参考にしながら、先ほど申し上げたような対応もこれから考えていかなければならないかと思っております。そうしないことにおきましては、やはり向こう40年間の40%の削減ということ

はイレギュラーな部分も含めて考えますと非常に厳しいということがございますので、新たなことを試みていく必要があろうかと思えます。

それから今回お願いもさせていただいております指定管理の個別の話もございまして、とりわけ「ゆ・ら・ら」の話がございました。確かに現行の指定管理料、それから今回令和6年度から向こう10年間の指定管理料はかなり金額が上がっております。それも含めまして、相対的には約30%ぐらい上がっているということは、先ほどのところで申し上げたところでございます。

その要因、「ゆ・ら・ら」のところで申し上げます。何といたしても、まずは規模感がほかの公共の指定管理の施設とは違います。面積も違いますし、それから温浴施設もございまして、それから宿泊施設もある。それから食堂もあつたりというようなことございまして、本当に規模感がほかのものとは非常に難しいぐらい、比較ができないぐらいの規模感があるということはまず御承知のとおりでございます。

そうした中において、ほかの施設と同じように、光熱水費の高騰であったり、人件費の上昇があるということで積算をさせていただきました。その結果といたしまして、令和6年度のところからの指定管理につきましては、これは消費税込みでございますが、約4,700万余の金額が必要ということになったところでございます。

それで、この金額が上がったところの根拠につきましては、この後、担当いたします企画課長のほうから、それからお話にありました選定委員会、この状況につきまして、私はそのメンバーではございませんので、副町長あるいは総務課長それから外部の委員の方が出向いて協議をさせていただいておりますので、このことにつきましては、副町長のほうから御説明をさせていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 失礼します。それでは、「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」の指定管理の増額についての説明をさせていただきます。

手持ちの資料の中で回答をさせていただきますので、ちょっと細かいところまでないんですけども、水道光熱費が例えば令和元年のときが、税を抜きましてのところと言うと2,870万円程度。これが令和4年のところで水道光熱費が3,499万円といったようなところまで上がっております。約1,600万円ぐらいは光熱水費が増額をしているというような実態があります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 私のほうから選定委員会のことについてお話をさせていただきたいと思えます。

メンバーにつきましては、先ほど議員のほうからありましたけども、町のほうから私と総務課長、それから民間の委員の方が5名ということで、計7名でやっております。

とりわけ、この温泉施設のところににつきましては、やはり光熱費の増大が影響を被っているということと、やはり人件費のお話が出ました。とりわけ人件費の比率が全体の経費に係る比率が高くなっておって、それが結局経営にも大きく影響しているという、これは両温泉施設に限ったところなんですけども、そういうような御指摘をいただいたところでございます。

だからといって、体力がないとか、そういうことじゃないんですけども、そういった、とにかく人件費の比率が高くなっているという、そういう特徴的なところをお話が出たところでございます。

それ以外のところで特に問題があるとかそういうことは、御発言はございませんでした。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 本当は健康増進というのは、あそこは今観光施設みたいに、お風呂へ入るだけと、宿泊、宴会というようなことに利用して、本当に温泉で健康増進ということ、過去にはプールというのがありましたが、諸般の事情と設備が大きいというか、費用対効果のこともある中で、現在中止をしているわけなんですけども、本当に健康増進とは言い難いというような施設であるというふうに思いますし、そこで先ほど、燃料、光熱費が1,600万円も4年度に比べて上がったということと、選定委員会では人件費が非常に比率が高いんじゃないかというようなことが出たぐらいの程度で、そのほかに意見はなかったというふうに説明がありましたけれども、過去に遡りますと、コロナで売上げが下がったって1,350万ぐらい、「ゆ・ら・ら」も「はとの湯」もそうなんですけども、出しました。確かに「はとの湯」と比べたときには、施設が数倍、数十倍にも上るかと思うんですけども、そこで、このたび、指定管理出すために、我々ももらっとるんですけども、手元にありませんが、「ゆ・ら・ら」の健康増進施設の総入館数、年間のですよ。それと総売上げ。そういったものが決算書に基づいて出ておると思うんですよ、決算書がね。そういうところをちょっとお示しいただきたいと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私の手持ちの資料で大変恐縮でございますが、今から申し上げる内容は、今年9月の定例会の中で7番議員の質問に対して答弁をした内容でございます。ということをお許しいただきたいと思いますが、健康増進交流促進施設「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」でございます。3年間ということで入館者数と売上げについて申し上げます。

まず、令和2年度でございます。5万8,760人。売上げにつきましては6,520万円。令和3年度につきましては入館者数6万8,766人。売上げは8,070万円。令和4年度につき

ましては入館者数が9万7,157人。売上げにつきましては1億1,770万円。という数字で
ございます。令和5年度、今年度に入ってはちょっと途中経過が分かりませんが、令和2年度、
3年度、4年度、この3か年度ということで、入館者数と売上げは今のような状況でございます。

申し上げましたように、こうしたコロナの関係で、非常に、特にこの3年間苦戦をしておると
は言いながら、この入館者数と売上げは伸びております。

私は「ゆ・ら・ら」に限らず、ほかの施設もそうだろうと思いますが、このコロナ禍の中で指
定管理の施設は非常に努力をさせていただいて、やはり入り込みを増やさせていただいておるとい
うふうに思います。一律にそうは申し上げられません。やはりコロナの関係でそうはならなかった
ところもあるわけでございますので、それは一概に言えませんが、しかしながら、こうした伸び
を見せているということで、非常に町内の企業さんは一様に企業努力をしておるといふに私
は感謝を申し上げております。

それから売上げは伸びておりますが、売上げ以上にやはりコストがかかっているというこ
とだろうと思います。その結果として、やはりコロナのいわゆる応援金、支援金を支払わなけれ
ばならないというような事態になってきたということでございます。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 先ほどちょっと言うのを忘れたんですけど、総体で総従業員数と
いいですか、パートさんを入れて、「ゆ・ら・ら」はどのぐらいおられるんですか、お答えくだ
さい。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） 大体40人ぐらいはおられると思います。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） そうすると、令和4年度の決算でいきますと1億1,000万円
でしょう、総売上げは。それで40人、パートもですから、常勤でずっとということではないと
思うんですが、もうおおよそ月では25日ぐらい稼働だというふうに思うんですけども、それで
9万7,000人ぐらいですよ。そうしますと当然人数が多いから、パートも打ちならして計
算しちゃいけませんけども、1人当たりの売上げというのが非常に少ないというふうに思うん
です。

それと、やはり売上げもそうなんですけど、客単価ですよ。1億1,000万円を9万何ぼで
割ってみなさいよ。客単価はどのぐらいになると思いますか。1,200円程度のものでしょう。
ざっとの暗算で。そんなことで儲かるわけがないですよ、はっきり言って。

それを赤字補填のようなところをどんどんどんどん、湯水のごとくといいましょうか、血税を

投入するというふうな、言い方が悪いかもしれませんが、そういう状況下にある指定管理が、民間の、今年度なんかでも非常に厳しい年末なんかあるわけですよ。一生懸命朝から晩まで、朝早く早朝より働いて、一生懸命経費を削減して、努力の甲斐もなしに市場のマーケットが縮んでいく中で日々努力している商売人が非常に苦労していると。それをなぜ私がそう言うかというのは、税金の原資は企業、商店街が出しているわけですよ。皆さんも給料の所得税、住民税はありますけども、おおむねの原資というのは企業が出しているわけですよ。そういうところが非常に厳しい状況にある中で、「ゆ・ら・ら」に特化して言うのも申し訳ないんですけども、本当の指定管理のあり方とか、そういうふうなことをこの過渡期に考えるべきだと思うんですよ。

町長は経営者にならんと駄目ということですよ。ただ、入ってくる予算とかを振り分けるという程度では、この厳しい吉賀町は運営できないという感覚をお持ちにならないと厳しいということをお私に言いたいんですけども、その辺に対して、ずっと公務員で来られて、我々みたいな貧乏人、商売人とは違うから、そういう境遇に立ったことがない人にそれを言うのは厳しいかと思えますけども、非常に現実が厳しいということだけは、町長、直視して、本当にこのものが未来永劫必要なのかどうか。やめるも地獄、行くも地獄ですよ。あの老朽化した20年もたったようなもんが、水回りというのは家でも何でも一番お金がかかる場所なんです。そうすると、やれ、ボイラーがめげた、ろ過器がめげた、どこがめげたというんで、修繕費も莫大。あそこは10万以上は町が見るという契約になっていますから、それはやむを得ないですけども、そういうことがどんどん出てくるという中で、私は非常に現状からして危険だというふうなことを申し上げたいと思います。

「ゆ・ら・ら」に特化するだけでなく、ほかの施設も含めて、一度、この向こう6年間、5年間のそういうものを提出するのもいいですが、1年をめどに、もう1年、今走り出しかけようとしるときに即、今月やめてくださいということは厳しいのであれば、向こう1年間だけ様子見というか、そういうところに絞って特化して、もう一度洗い直しということをして、本当の町の財政を睨んで、今後、公設民営化になる病院のことだって不透明なわけですから、そうした中で、もう一度、再考していただきたいというふうなことを一生懸命私は考えて、現状からして申し上げているわけですが、町長、副町長、総務課長も一緒ですよ。その辺のところを御一人ずつ考えを聞きたいところなんです、代表して町長に。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私が答弁いたしますが、代表してということになりましたが、何の打ち合わせもしてありませんので、私の思いを申し上げたいと思いますけど。

まず、私に対しての見立てはそれぞれ皆さんが決めることでございます。確かに私は民間の経験がございません。公務職場で職員として働いて、副町長を経てこの職になったわけございま

すので、本当に議員が言われるように民間の経験は全くございません。加えて言うなら、生まれてこの63年間、この吉賀町から足を踏み出したことがないわけでございますから、私はあちこちで言っていますが、ある意味、井の中のかわずでございます。とは言いながら、私のできる範囲で判断させていただいて町政を預かっているということでございます。その見立てはそれぞれ皆さんのほうで見ていただければいいかなというふうに思っております。当然、足らずがあるのは承知をしております。

それから「ゆ・ら・ら」の話がございました。このことに特化をしてという話でございます。決してこのことに特化をしております。指定管理を含めて、特にコロナの対策で申し上げるなら、指定管理だけではなくて、そのほかの業務委託についても9月の定例議会で御意見をいただいたことを拝聴して、尊重して、それ以外の業務委託についてもコロナの影響ということで今回予算の計上させていただいておるところでございます。決して、この「ゆ・ら・ら」に特化をして特別な扱いでやっておるという気は毛頭ございません。ただ、申し上げましたように、ほかの施設とは規模感が違うということで、いろいろな形でコストがかかっていると。その結果として、こうした金額になっているということは、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

それから、これから1年の中でいろいろなことを検討してはということがございます。

指定管理というのは、先ほど7番議員のところでも答弁させていただきましたし、7番議員のほうからお話もございましたが、指定管理を行うというメリットは、やはり、そこで働いておられる職員、社員の方の雇用の安定性、それから当然施設の維持管理もございしますが、こうした長期継続契約をやることによって、結果的にトータルとしての経費を削減する。そうした効果がある。ですから、指定管理制度で行って、その期間を一つの区切りとして、これは全国的にそうだと思いますが、5年間でその指定管理期間をお任せをしようということでございますので、これをある意味、その短年度で区切ってしまうと、指定管理としての効果が出てこないということになりますし、ましてや、そこで働いておられる方の雇用の安定性というのは出てこないというふうに思っています。そうしたもろもろのことを勘案をして、5年という一つの区切りの中で指定管理者制度を運用しているということでございますので、この点につきましてはぜひ御理解をいただきたいと思えます。

私といたしましては、この「ゆ・ら・ら」を含め、指定管理でお願いをしようとしております。たくさん施設がございしますが、町民の皆さんの福祉の増進であったり健康増進をするためには、現時点においては必要不可欠な施設という判断の中で指定管理制度でお願いをしようというように思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 先ほどの反論するようですが、雇用の安定ということで、その程

度と言えば申し訳ないんですけど、1億1,000万円ぐらい売り上げるのに、本当に40人必要なのかどうか。それは雇用主、経営者の考え方もかもしれませんが、そのあたりも病院とあまり変わらないという感じがします。言い方は申し訳ないんですけども。

それと本当に温泉、健康増進施設が、20年前にこれやこれやということでしたんですけども、今現在、本当に1人の方がお風呂へ入りに行くというようなことで利用されておるということは私も承知しておりますが、本当にこの町、町民にとって必要不可欠な施設と考えられるかどうかということが一つあります。

それと同時に、先ほど来、町長が燃料高騰の、9月の定例ではこういうことがありましたから、制度改正をして、今回の定例会で8,470万円、燃料の高騰で出すということですが、大体何人ぐらい見ておられるんですか。8,470万円ですよ。それを私が調べたところでは、商工会の方が、決算、12月からもう2月頃までにしないといけませんから、決算しますけども、そういったところで大体該当するのが65ぐらいじゃないかなという、該当するというか受けているのがですね。あとは我々みたいに顧問会計士であったりとか、そういう方や税理士さんがちゃんとするところを含めて、大体どのぐらいの件数、算出根拠ですよ、8,470万円はどういう、農業事業者もおりますから、かなりの人数であろうと思うんですが、おおむねどのぐらい見込んでおられるかということです。

それと、何度も言いますが、私は指定管理というのに、一任して、信頼して、物事の処理とか何とか判断して権限を与えてやるというのは、そういう仕組みはやむを得ないとは思いますが、あくまでそのものが丸投げというようなことにならないような監視体制と言えればおかしいんですが、そのあたりもきちんとしていただきたいということです。

それと、今後に及んでは総務委員会のほうから、指定管理の重点施策を管理料とかに向けて、重点的に調査をするという計画が出るようでございますから、そのほうにも期待をしたいと思います。そういったところで、先ほど私が質問したことを町長、お答えください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 具体の話がございました。8,470万円と言いますのは、今回お願いをしております、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のことでございますね。

これは、指定管理云々とは全く別物でございまして、これ保健福祉課の所管でございますので、担当課長のほうから算出根拠を申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

燃料・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金8,470万円でございます。

こちらにつきましては、10月末で申請を終えておりますが、3万円の給付がございました。

そちらの追加で7万円ということで、このたび計上させていただいております。

こちらの予算につきましては、7万円掛ける1,200世帯を今計上しておるところでございます。それプラス家計急変分といたしまして、7万円掛ける10件分を見込んでおりまして、8,470万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） ありがとうございます。質問事項にないことを申し上げてすみませんでした。

以上をもちまして終わりますが、町長、あくまで、本当、指定管理ということと、そういうふうなことがどんどん想定できる期間につきましては、やはり十分な検証の上、今後本当財政的なものがもつのかどうかということを考慮しながら、それと「ゆ・ら・ら」ばかり言うようなんですが、業界によっては町外に打って出られない事業種もあるんですよ。例えば、名前出しちゃいけません、ガスなんか販売する人。それは法律があつたりして、県外へ販売するというようなことがなかなか厳しいというようなこともあります。だけど、「ゆ・ら・ら」で言いますといろんな媒体を利用して、インバウンドまではいきませんが、いろんな観光とか何とかで来ていただく努力はできると思うんですよ。いろんな広報活動でですね。それによって増員してお客さんが増える。単価を上げる。売上げも上げる。経営状況がよくなる。そうすると少々物が上がっても対応できるというような、リカバリーできると思うんですよ。

それと休館日というのが週1回だと思うんですが、それをいろんなことで休まず、ずるずるずるずるやると、お客は来んけど、高騰、燃料費や光熱費は上がるということもありますので、その辺のところも含めて、再度適切な管理運営に向けて検討してほしいと思います。

どこまでも言いますが、1年をめどに考えてください。5年というより1年切ってやってもいいじゃないですか。その辺、どう思いますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回指定管理の5年ということで公募をかけて、それに対して応募があつて、それに対して選定委員会をさせていただいて、選定委員会のほうでお墨つきを頂いて、今回議会で提案をさせていただくということでございますので、今回お願いをさせていただく案件で、じゃあ5年のところの約束を1年、2年と、そういうことには、やはり、これやはり紳士協定でございますので、ここはやっぱり難しいかなと思います。ただ、指定管理の期間であっても検討することはやぶさかではございません。これはやはり検討していかなければならないかと思っています。

それから企画課の課長がいつぞやお答えもさせていただきましたが、温浴施設それから観光施

設、交流促進施設を含めて、観光施設も含めてでございます。全体のいわゆる定期的な会議をやって情報交換をさせていただこうということ、今コロナの関係でそれが定期的なところが少し滞っておった部分もございますので、そうしたことをまた再開をしながら検討させていただきたいと思っております。

それから、「ゆ・ら・ら」の営業活動のお話がありました。今、宿泊の方あるいは日帰りの方も含めて、特にグラウンドゴルフ場の御利用ということで、これは町内に限らず、町外県外の方にいろいろな営業活動をさせていただいて、御覧のとおりバスが動いているような状況でございます。非常に好評だと思っております。

それからもう一つ特徴的なことは、「ゆ・ら・ら」のほうでは、駐車場の大きい樹木を数年前にかなり伐採をされました。これはどういったもくろみがあったかといいますと、御案内のとおり六日市インターチェンジのE T C 2.0。これ社会実験で、今、国交省とN E X C Oがやっていただいておりますが、当初1時間であのブースを1回出て1時間以内にあそこへ戻ると高速料金のメリットが出てくる。これを私も事あるごとに国交省にお願いをさせていただいて、どうにか3時間まで引き上げました。ところが、これ実証実験をしてみると2時間まではぐっと伸びるんですが、2時間から3時間のところがほんとに数%。ですからN E X C O、国交省といたしましては、ここの最後の1時間をカットして、現状は今2時間までで実証実験をさせていただいております。

とは言いながら、今、長距離トラックは非常に運行管理が厳しくなっておりますので、そのメリットを活用して、E T C 2.0をつけておられる長距離トラックはかなり「ゆ・ら・ら」の駐車場、むいかいち温泉と、道の駅も含めてですね、「やくろ」のところ、もう終日、夜間も含めてかなりあそこで止まっております。これも「ゆ・ら・ら」のほうのいわゆる営業活動と機転の利いた対応だろうと思っておりますので、そうしたこともやっておりますので、我々いろんなことを情報交換しながら対策を講じていきたいなというふうに考えております。

○議員（5番 河村由美子君） 以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、5番、河村由美子議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前11時10分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

なお、持ち時間が1時間ありますので、昼を過ぎてもそれいっぱい予定しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、3番目の通告者、2番、村上議員の発言を許します。2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 大枠で3問、質問を事前に通告しております。それに沿って質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず第1点、六日市病院の公設民営化（よしか病院設立）についてお尋ねします。

1番目として、石州会の所有資産の取得、それに対する交渉の進捗状況をお聞きいたします。お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、村上議員の1点目でございます。

六日市病院の公設民営化（よしか病院設立）についての御質問について、お答えをさせていただきます。

まず、資産状況についてでございます。

進捗状況につきましては、双方の代理人弁護士等を交えまして、8月から現在まで4回の協議を行っております。

1回目の協議に関しましては、病院建物の状況について、8月31日の全員協議会で報告したところでございました。

2回目以降は、建物以外の土地、医師住宅等のいわゆる不動産、それから医療機器、備品、車両等の動産、さらに医薬品等の貯蔵品などに係る資産の協議を行っております。

協議の内容につきましては、交渉ごとでございますので内容の詳細な報告はできませんが、よしか病院の開設時期も近づく中で、町としても、恐らく石州会としても、早期に合意できるよう鋭意に努力している状況と思っております。

今後の対応は協議の状況次第ではございますが、条件が整えば12月中旬までの合意を目指して進めているところでございますので、合意となりましたら12月定例会におきまして、関係する補正予算、財産の取得、さらに指定管理者の指定等、こうした関連議案の上程をしまいたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 状況は分かりました。4月からのスタートとなっております。早急に、スピード感を持って対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

じゃあ、2番目の質問に入らせていただきます。

先般、10月23日及び11月13日に公設民営化となるよしか病院の運営に係る意見交換が開催されました。残念ながら、私は11月13日は出席できませんでしたので、議事録を確認させていただきました。

その中で、今、11月13日の件ですが、なかなか表題にあるような公設民営化となるよしか

病院の運営に係る意見交換会というスタートではなかったような気がします。議会の批判からスタートするような形で、有意義な意見交換会だったのかなという疑問に残るところはございますが、中盤、今後のよしか病院が目指すところ、そしてこれからの課題が見えてくるような発言もございましたので、その辺、町長のそのときの率直な感想、浮き彫りになった課題等をお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして意見交換会についてでございます。

11月13日に開催いたしました意見交換会についてでございますが、開会すぐの時点では町の医療・介護統括管理者であります木谷先生の議員の皆様全員によしか病院の開設に向けて協力してほしいという強い思いが出ていた発言であったというふうに、私は感じております。

吉賀町から医療の灯を消してはいけない、それから医療を継続させないといけない、そのために町民の求める新たなよしか病院を立ち上げ継続させていく、こうした吉賀町の医療・介護統括管理者として、そのような強い思いであるということをお聞きしております。

10月23日と11月13日、この2回開催いたしました意見交換会におきまして様々な意見も出される中、何とか切れ目なく本当にシームレスに医療・介護体制が移行できるように、町におきましても取り組みを進めております。

この意見交換会が、今後のよしか病院の運営に必ず生きていくように、これからも努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） なかなか浮き彫りになったところというのが、今後、本当課題になっているところがございます。どうぞ、その辺も意識しながら進めていただきたいと思っております。

続いて、24時間救急体制についてお聞きいたします。

一般の意見交換会、そして吉賀町の新病院基本構想（案）では、夜間に関しては電話対応のみ、24時間救急体制は取らないことになっておるようです。

以前、町長は次に受けていただくカタクリ会に、24時間救急を行ってもらうようお願いしていくということだったと思っておりますが、どの程度の交渉が行われたのか、どのような経緯でこの決定に至ったのか、決定ではないのかもしれませんが、決定に至ったのか、併せてお聞きしたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、24時間の救急体制についてでございます。

よしか病院におきましては、これまでどおり救急車の受け入れを行って、救急医療体制の維持を行います。特に、休日・夜間につきましては、益田広域消防とも連携いたしまして、電話での

トリアージをして、よしか病院で対応できない場合には、益田圏域をはじめ、近隣の急性期病院へ転搬送を行うということを考えております。

この考え方につきましては、六日市病院でのこれまでの救急医療体制の現状や、令和6年4月から始まります医師の働き方改革における対応、県内の対応事例なども踏まえまして、医療法人カタクリ会と町で総合的に判断している内容でございます。

将来的にも、地域の医療を守り続けるという観点から、適切な考え方であるというふうに私は思っております。町民の皆様にも理解を得ていただけるように、丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 今の答弁では、よしか病院のほうで対応できない場合ということ
で答弁がございました。であれば、対応できる場合は24時間体制で対応されるのかどうか、
今、関連になりますので、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず大原則を申し上げます。

先ほど申し上げましたように、24時間救急体制につきましては、よしか病院において、これまでどおり救急車の受け入れを行って、救急医療体制の維持を行います。

その上でなんですが、特に休日・夜間につきましては、やはり体制の問題もでございます。ですから、当然、電話等でのやり取りもあろうかと思いますが、病院のほうで受け入れができるものはできます。ただし、場合によってトリアージを行って、どうしてもよしか病院では対応できない、そうした事案、症例に対しましては、近隣の急性期病院のほうへ転搬送をさせていただくということでございます。

ですから、大原則はよしか病院のほうで救急の対応をさせていただくということには、間違いございません。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 分かりました。ありがとうございます。

では、4番目の質問に入らせていただきます。

10月23日にも、意見交換会にも質問をさせていただいているんですが、当町においては24時間体制の工場がございます。24時間救急体制がなくなる予定の中、その関係企業との話し合い、また説明、そして御納得までできているのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。説明や話し合いがされているのであれば、その詳細までお聞きしたいと思います。答弁お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、申し上げておかなければいけないのは、先ほど申し上げましたように、通告の中で24時間の救急体制がなくなる予定の中でという質問でございますが、そうしたことはまず我々のほうは考えておりませんので、そのことはまず申し上げておきたいと思えます。

その上でということでございますが、24時間体制の工場等に係る説明等がされているのかということでございます。結論から申しますと、関係先等の協議、あるいは説明等については、現段階では特段行っておりません。

救急医療につきましては、救急医療体制が整った医療機関との機能分化、連携を図ることが重要だというふうに考えております。

六日市病院の現状について確認をしておりますが、特に工場等からの救急要請につきましては、いわゆる労働災害によるものでありまして、やはり重症患者が大半という状況であるというふうに聞き及んでおります。

このような状況におきましては、現在の六日市病院におきましても、大半を高度な救急医療体制が整った医療機関へ搬送を行うほかない状況でございます。

よしか病院における救急医療体制については、先ほど説明したところでございますが、休日・夜間については、電話でのトリアージにより緊急度や重症度の判別を行って、よしか病院で対応できない場合には、益田圏域をはじめ近隣の急性期病院へ転搬送を行うということになるかと思えます。

夜間・休日の救急医療体制が全くなくなるということではございませんので、その点については御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 説明ありがとうございました。

10月23日の意見交換会で、医療・介護統括管理者のほうからの答弁で、言葉としてありましたので書かせてもらいますけど、「24時間救急はできない」と、その現状と「ほかへ搬送しないといけないことを企業と話し合わなければならない」と回答、発言がございました。そのことについて、私は一般質問をさせていただいたつもりなんですけど、その辺もう一度説明する必要があるのではないかと、私、考えておりますので、いかがなものかと思えます。御答弁お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 10月23日の段階では、医療・介護統括管理者のほうからそうした答弁、お話をさせていただいたということでございます。ただ、現在において、そうしたことをしていないということでございます。木谷先生のほうからそういった発言もあるということでございます。

すので、また最終的に条件が整うといいますか準備ができましたら、管理者が言われるように、そうしたことも当然対応させていただきださると思いますし、木谷先生が言われるような内容のことについても、カタクリ会とまた協議をしながら、町のほうとしても一緒に対応させていただかなければならないかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 説明はぜひともしていただきたいですし、企業様にも御納得いただいた上で、新病院スタートということ、納得させる必要があるのかなのかということのはちょっと分かりませんが、きちっと説明していただきたいというのが、やはりそういった24時間体制の工場なり、企業様に働いておられる方というのはとても多うございます。吉賀町の経済を支えていただいている、そういった企業様が中心となって支えていただいているというのは感じておりますので、ぜひとも丁寧な説明をしていただいて、皆さん、町民や、そういう企業とともに、気持ちいいスタートができるようにしていただければと思っておりますので、その辺よろしく願いいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。

5番目のドクターヘリについて、お聞きしたいと思います。

吉賀町新病院基本構想（案）の中では、ドクターヘリの活用は記載されております。ですが、11月13日の意見交換会の医療・介護統括管理者様の発言の中で、ドクターヘリも必要ないと捉えられるような発言もございました。今後、どのようになるのか、お聞かせいただきたいと思っております。全員協議会のほうで、指定管理のところ、ドクターヘリに関与することも出ておりましたので、ある程度理解はしておりますが、これは町民の方の大変興味のあるところになると思っております。ぜひとも、御答弁お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、ドクターヘリのことについてお答えをさせていただきたいと思います。

11月13日に開催いたしました意見交換会におきまして、石州会のドクターヘリの活用状況について、木谷医療・介護統括管理者より言及がありましたが、患者の状態像に応じまして、適切な方法により、適切な医療機関へ搬送対応をとることの重要性について考えを述べたものでございました。決して、ドクターヘリは必要ないという発言ではございません。

令和4年度のドクターヘリによります搬送状況でございますが、全12件のうち9件が県外の医療機関へ搬送されております。しかし、全国的に医療機関の機能分化、病床再編が図られる中で、急性期患者とはいえ、医療機関によっては受け入れが困難となるケースも考えられます。

ドクターヘリでの搬送対応のみに主眼を置いてしまった場合、こうした受け入れ先医療機関と

の調整から実際の搬送までに相当な時間を要してしまいまして、かえって迅速な搬送ができない場合が生じます。

一方、吉賀町から益田赤十字病院まで救急車で搬送する場合、約1時間で専門的医療機関、医療へつなぐことができます。よしか病院では急性期患者をどのように見立て、どのような搬送方法をとるか明確な方針を定め、スタッフ間の共通認識により対応することが必要となります。

加えて、搬送先の医療機関との情報共有の仕組み等を構築する必要があるとしまして、緊急的・専門的医療が必要な患者を早期に治療へ接続する仕組みが求められます。

特に、よしか病院は、島根県地域医療構想・益田構想区域において、急性期医療を担う益田赤十字病院の後方支援病院としての役割を担うことから、常日頃から救急搬送に係る連携体制を構築しておく必要があろうかと思えます。

冒頭で申し上げましたドクターヘリにつきましては、今、我々といたしましても、整備しておりますこちらの指定管理のほうもその準備をしておりますので、ドクターヘリを活用するということは、これは当然想定をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 町長、言われましたように、適正に対処されるようなことをよしか病院さんにもお願いして、町民の安全安心を守っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

6番目の質問に入らせていただきます。

医療従事者の確保に関する質問をさせていただきます。

今後の医療従事者確保に向けて、全町を挙げて取り組まなければならないと考えております。どのように考えておられるか、お聞きします。

先日の12月1日の全協の中で、医師求職の関係の担当の方はまだ募集が足りない状況ということをお聞きしました。ですが、ほかの介護に携わる方はカタクリ会のほうが121人の募集の中で、エントリーされているのが134人と少しオーバーしているという数字をお聞きしました。

これから、本当にどういうふうな形になるのかは、先ほど町長の答弁にもありましたが分からない部分はございますが、この辺しっかり今後の医療従事者確保に努めていただきたいと思っております。その辺について、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、6点目になりますが、よしか病院における医療従事者等の確保について、お答えをしたいと思います。

医師確保につきましては、地域医療介護を継続するために極めて重要な要素であるということから、公立病院としての強みを生かしまして、島根県及び自治医科大学等と連携し取り組むこと

としております。

また、島根大学医学部地域枠医師との定期的な面談も行って、吉賀町及び益田圏域の地域医療についての情報交換を行いながら、総合診療医として、よしか病院に勤めることを求めていると思います。

それから、看護師を含みます医療介護スタッフの確保に向けてでございます。

島根大学、それからこのたび包括連携協定を締結させていただきました島根県立大学はもとより、県内外の看護学部や医療技術専門学校への訪問等によりまして、継続的な人材確保を図る考えでございます。

また、医療介護従事者住宅の整備、子育て環境の充実など、若年層の医師、看護師等にとって、魅力的なまちづくり、地域づくりについて、医療・福祉部局を超えて取り組む考えでございます。

加えまして、新たな奨学金、修学資金制度として、現在、定例会のほうへ上程をさせていただいておりますが、「吉賀町医師確保奨学金」、「吉賀町看護職員確保修学資金」、そして「吉賀町医療技術者等確保修学資金」、こうしたものを創設いたしまして、公的病院における医療介護従事者の確保に向けた取り組みを強化してまいりたいと思います。

なお、よしか病院を運営いたします医療法人カタクリ会におきましても、人材育成要項などの規定、仕組みを整備いたしまして、長きにわたって地域の医療介護を担う人材育成に積極的に取り組むこととされておりますので、このことを申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 町長の答弁の中で、公設のメリットとして、島大なり自治医科大学なりの医師の確保がしやすくなるという答弁がございましたが、先般11月13日のカタクリ会さんとの意見交換会の中で、終盤に医療・介護統括者より、「医療従事者の確保の観点で、魅力ある病院はやはり教育だ」という言葉がございました。私も、本当にそうだと思います。

終盤で統括管理者さんのほうがそういう教育をやっていききたいんだという意志を見せていただけたのは、本当にこの地域にとって大切なことだなと、病院にとって大切なことだなと感じております。

併せて、先般、地域再生推進法人高津川てらすさんの主催で、「地域医療を語ろう会」という会にも出席させてもらったんですが、医療ガバナンス研究所の先生の発言で、「若い医師は、学べる環境を求めている」とおっしゃっておられました。本当に、統括管理者の言われる言葉と一緒にだなと感じました。

加えて地域医療の維持は、地域特有の物語を踏まえた上で、キーマンとなるプレイヤーが奮闘するか否かであり、魅力ある地域には医療従事者のみならず人が集まるのだという言葉も述べておられました。まさに、今後の吉賀町が目指すものであり、地域の特有の物語を踏まえた上で地

域再生することが、地域医療やこの地域を守る鍵と考えております。

先ほど町長の答弁でございましたように、公設だから来ていただきやすいということではなく、最近の時代は上司があそこの病院に行けと言ってもなかなかそういうことができないですよという説明もございました。やはりこの地域を、今、申し上げたように、物語を理解した上で地域再生をしていくことが、一番の医師確保、医療従事者確保に、そして人口増につながるものだと思います。ぜひともやっていただきたいと考えております。

そこで、前段に出ました地域再生推進法人高津川てらすさんが管理しておられる大枠2問目の旧六日市学園施設の利用状況・施設管理について、質問に入らせていただきます。お願いします。

初めに、施設管理をしておられる地域再生推進法人高津川てらす様の活動状況をお聞きいたしますと言いますのも、集落支援員の制度をお使いになられて、3名の方が補助金を受けておられると思います。

集落支援員の活動の事例の中で、集落点検の項目がございますが、9月までの活動状況にはその活動実績がなかったと思われます。その後、こういった形で集落点検のほうもされたのかどうか、先般の全協のときでも、私、質問させていただきましたんですが、ぜひともこれは町民も気になるころだと思えます。補助金を投入しているというところもありますので、改めて御説明いただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大きい2点目でございます。

旧六日市学園施設の利用状況・施設管理についてということで、お答えをしたいと思います。

まず、集落支援員の活動についてでございます。

集落支援員につきましては、地方自治体からの委嘱を受けまして、市町村職員とも連携しながら、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を行い、集落点検の実施、住民と住民、あるいは住民と市町村の間でも話し合いを促進するなど、市町村職員や住民とともに集落対策を推進してまいります。

高津川てらすにおきましては、集落支援員が住民と町職員なども交えて地域の課題を話し合う、「自分ごと会議」をコーディネートいたしまして、住民と行政の間話し合いを推進しております。

また、先ほども少し御紹介もございましたが、「地域医療を語ろう会」、こうしたものが開催されまして、地域医療の将来像について、地域内外の住民を交えた話し合いの場の促進を実施しておりますというふうに承知をしております。

この集落支援員の活動報告等につきましては、全員協議会のところで資料提供させていただいたり、先般の全員協議会でも少し説明をさせていただきました。改めてでございますが、集落支

援の設置の目的自体が、御説明をしておりますように、直面している様々な問題や課題に対して、地域住民がその問題を自らの課題として捉えて、町が地域住民とともに課題解決に向けた取り組みを実施していくということでございます。

今、高津川てらす様におかれましては、3人の集落支援員が配置をされて様々な活動をしておられます。これまで本当なかつた建屋を管理をしながら、ゼロからのスタートということでございます。ですから、非常に困難を極めているのだらうと思いますが、非常に私は頑張っていたというふうにご理解をしております。

地域課題の解決に向けて、先ほども少し答弁させていただきました「自分ごと会議」を開催をさせていただいて、前段ではファシリテーションなどを行いながら、住民の皆さんと一緒にこの解決に向けてのテーマを設定して、協議をしておられるということでございます。私も数回参加をさせていただきました。町の職員も参加をさせていただきました。50年後の吉賀町がどうか、あるいは吉賀町で健康で暮らすためにはどうなのかと、こうした地域課題をこれやはり点検をしながら、地域や集落の点検をしながら、皆さんと一緒に話し合いをしていくと、こうした機会を提供しておられます。

さらには、まちづくり勉強会、あるいはまちづくりワークショップというのも開催もしておられて、9月のところでまちづくりの勉強会、それから11月のところでまちづくりのワークショップも開催をしておられるようでございます。

こうしたことを、集落支援を含めて様々な課題を整理をし、そしてその克服に向けた話し合いをしていただいているというふうにご認識をしております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 町長言われますように、高津川てらす様、試行錯誤しながら、ああでもないこうでもないという形で、まだ設立されてから間もないところで一生懸命頑張っておられると思います。

本当に、当初、この地域再生推進法人に関しては、官民共生でという形で説明がございました。ぜひとも、行政のほうも高津川てらす様と一緒に、もちろん町民の方も交えて、地域再生に努めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

今度は、施設に関する質問に入ります。

先般、6月から7月にかかる大雨で、当該施設の漏水が確認されたと聞いております。町長、この事象について認識されておられましたでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この事案につきましては、担当課のほうを通じて、あるいは高津川てら

す様のほうから直接のお話もいただきました。私自身も承知をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 昨年、この施設を活用するという決定の中で、私は再三にわたり、安心安全な施設を運営団体、いわゆる地域再生推進法人である高津川てらす様に提供してほしいと、幾ら無償貸与であっても、それが必須ではないかということを一一般質問でも何度も質問させていただきました。

特に、漏水に関しては、本当に何度も何度も質問させていただいて、本当に大丈夫なのかと、しつこいように質問をさせていただきました。

答弁は、樋が詰まってそこからのオーバーフローで漏れていたんだとか、陸屋根の部分の漏水も同じような現象だったんだとかという答弁ばかりでありました。私もそこから追いかけることはなく、4月に旧学園のほうから無償譲渡を町がされまして、高津川てらす様のほうに無償貸与という形で施設お渡しされました。

その中で、たった3か月満たないところで、このような漏水事象があったということは、本当に私は残念だと思います。この責任、議会においても、昨年9月に当施設の利活用に関しては慎重に対応するよう決議が出ているにもかかわらず、こういった事象が起きている。それが、私が今日言うまで、行政のほうから何の説明も議会に対してありませんでしたし、報告もございませんでした。このことをどのようにお考えでしょうか。実際、建物に関しては、これ瑕疵の部分に当たると思います。いかがでしょうか、町長。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、まずその事象についての考え方について、お答えをしたいと思います。

6月末から7月上旬にかけての大雨に関しまして、まず月ごとの平年値の降水量を申し上げますと、6月は241.5ミリ、それから7月で申し上げますと340.2ミリ、これに対しまして本年5月の月間降水量で申し上げますと、6月は243.5ミリ、それから7月につきましては290.0ミリと、月間で比較した場合は平年と大きな変化は見られないということでございます。

しかしながら、6月28日から30日までの3日間におきましては134ミリ、7月8日から10日の3日間におきましては、195ミリという状況でございまして、それぞれ3日間で月間平年の5割から6割強の雨が一気に降ったということで、これは担当のほうも気象庁のデータを取り寄せて、その分析をさせていただいておりますが、今のような状況、データが出ているということで判明しているところでございます。

町におきまして、今、申し上げましたこの3日間の2回でございまして、私も含めまして管

理職員等が大雨に対しまして災害対策本部等を設置をして、役場のほうで職員を含めて警戒待機に当たっていたちょうどそのときでございました。

その状況の中で線状降水帯も発生をいたしまして、町全体で被害が出たということでございます。これだけの雨が短期間に、本当に集中的に通常の雨ではなくということございまして、そうした状況でやはり特異的に浸水しやすくなるような状況があったというふうに考えております。そうしたことを考えますと、このたびの大雨につきましては、天災等の不可抗力事由に該当するというようにも考えております。

それから、瑕疵のお話でございました。令和2年4月から施行されました改正民法におきましては、従来の「瑕疵担保責任」から「契約不適合責任」へ改められました。この契約不適合責任が認められる場合は、その対応方法といたしまして、1つとして補修などの追完請求、それから2つ目としては損害賠償請求、3つ目として契約解除、4つ目として代金減額請求、こうしたことができるというふうになっております。

一方、今回の大雨、先ほど申し上げましたように、天災その他の不可抗力に該当することも考えられますので、今、町のほうの弁護士等の専門家の助言を求めながら、譲渡人との関係機関とも引き続き協議を重ねておりまして、これからも少し重ねていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 分かりました。法律も調べていただいたということで、前所有者とのセッションもちゃんとしていただきたいと思いますと思っております。

ですが、先ほど雨量が多かったというところの答弁ございました。ですが、私ども建築のほうも関わっておりますので、いろいろな工法も知っております。その中で明らかに見る限り、そもそもどのよう言うんですか、水の流れの悪いような工法が取られているというところも、私、譲渡前から質問をさせていただいております。

その中で、町のほうも見積もりを取っておられるんだとは思いますが、その修繕工法としても、今、納めてあるような工法ではなく、新たに水切りをつけるような工法で直さないと漏水は起きますよという提案も恐らくあったんだと思います。と言いますが、ドーマーと言いますが、今の漏水した部分、鳩小屋とも言われます。建物に関して鳩の小屋のようなところが屋根にある。想像されたら分かると思いますが、そういうところの漏水というのはすごく難しい部分でございます。なかなかそれを止めるのに難しい部分なんです、明らかに漏水、危険箇所だなというのを私が見ても分かる場所でした。残念ながらこの建物に関しては、とてもそういう納めのところが多くございます。譲渡を受けられる前に、もったきちっとされればよかったのではないかなと思っておりますし、今後のこの事象に対して、先ほども言いましたが瑕疵があるのではないかと

私は考えますが、この責任の所在というのがどこにあるのかというところで、弁護士さんと相談ということ、答弁ございましたが、改めて町長の見解でも結構です。この漏水の起きた建物に関しての責任ですね。この漏水事象に関して、どのように、町長としての判断を考えておられるか、お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これはこれまで議会のほうでも、るる説明させていただいております。

これまで管理をしておられました法人様のほうから、町のほうへ譲渡をさせていただいて、それを高津川てらす様のほうへ、地域再生推進法人という法人で、無償で、今、貸し付けをさせていただいて、管理をさせていただいているということでございますので、その引き渡しの部分のところが、やはり起点になるかと思っておりますので、これは町のほうがそのところは対処していかなければならないというふうに、瑕疵がどこにあるかということで申し上げますと、やはりその引き渡しを受けて、それを貸し付けをしているところでございますので、これにつきましてはやはり町のほうが、いろいろなことについての対応していく責任にあるというふうに考えております。

ですから、今回、修繕工事を当然これからされる、補修等も含めて現場の対応をしていくということになりますが、これは契約上はあくまでも施主ということになると、やはり高津川てらす様になりますが、一方、先ほど申し上げました天災云々ということになりますと、建物に対しての保険の適用がございますので、これが使えるものであれば当然使っていくということでございます。

こうしたことも含めて、しっかり精査をさせていただいて、町としても対応していきたいと思っております。そのためには、当然、法的な部分も含め、それから、今、管理をさせていただいておりますてらす様との協議も当然必要になってこようかと思っておりますので、非常にデリケートな部分もございますので、関係者でしっかり協議をさせていただいて、対処をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 先ほど町長が言われました保険の対応も考えておられるということでした。保険の対応となると、実際に漏ったところの対処しかないと思いますが、私先ほど言いましたように、この建物に関してはドーマー部分、鳩小屋部分が多くございます。改めて、総点検をしていただきたいと思います。私は思います。

でない、先ほども言いました地域再生推進法人様が管理をされますその中で、支障が起きては本末転倒だと私は感じております。ですが、町長、当初この施設の無償譲渡を受けるという判断をされたときのことを思い出していただきましたら、この施設に関しての修繕等は、当面は町で出すことはしないという、議会でもお約束いただいたはずですが。ぜひとも、このような危険箇

所と言いますか、こういう事例は旧学園施設さんの責任に私はなると感じております。それは建物、構造上の問題になりますので、その辺をしっかりと訴えていただいて、修繕をしていただきたいと思っております。

最後の質問の中にも、誰が施主となって、どのように修繕していくのかという質問を入れておりましたが、先ほどの質問の中で、町長、答弁いただきましたので、この質問は省かせていただきます。

では、時間も12時になりましたが、最後の質問になりますので、続けて質問させていただきます。

地域公共交通網形成について、デマンドタクシーについて、6月の一般質問でも質問させてもらう予定でしたんですが、ちょっと時間の都合でできませんでしたので、改めて5月15日から1乗車200円で実証運行が開始されております。現在までの利用状況をお聞かせください。7か月たっております。お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、地域公共交通網形成（デマンドタクシー試行）について、お答えをさせていただきたいと思っております。

本年5月15日から実証運行を開始しております六日市地域循環線の利用状況について、お答えいたします。

まず、全体の利用状況、件数でございます。5月15日から始めまして、今、集計をさせていただいております。11月16日までおおむね半年間でございますが、実数と実績といたしましては88件となっております。

開始以降、少ない月では7件、多い月になりますと22件の利用がありました。平均すると、おおむね毎月15件程度の利用となります。

実証運行開始後に社会福祉協議会へ依頼いたしまして、6月から7月に7か所の高齢者サロンで説明をさせていただきましたが、まだ知らない人も大変多いという声も届いております。多くの方に知っていただくために、11月22日には町の民生児童委員の会議の場で説明をさせていただきました。また、高齢者サロンでの説明会も、今月3か所予定をしております。さらには、利便性の向上に向けて当初1時間前までの予約制としておりましたが、運行事業者と相談をいたしまして、可能な場合には随時1時間前でなくて、随時受付となるよう、現在、吉賀町地域公共交通会議で協議をいただいているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。運行されている業者様も、なかなか周知ができていなくて、件数的にも、町長、先ほどございましたが15件程度という感じで、なかなか

か伸びないんだということもございました。ですが今の業者さんとも協力し合って、随時というところを決められて、どんどん運行していただくような形をとっていただければ、すごく高齢の方も便利になると思います。どうぞ、その辺を意識されて、あと周知をしていただくこと、利用していただくことに努めていただければと思っております。

2番目に、利用者の意見、評判等あれば、お聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 利用者の方の意見、評判等でございます。

これは、当然、運行事業者様から直接聞き取りをさせていただきました。たくさん意見があったようでございますが、総体で申し上げますと、非常にありがたいという御意見が大変多いということで、とても利用された方は喜ばれておるといような御意見があったというふうに、我々としては聞いているところでございます。

ただ、これ6月の2番議員からの一般質問のときにも答弁させていただきましたが、使い勝手の問題で、やはりまだまだ問題、課題があるようでございます。そのときも答弁させていただきましたが、運行事業者のほうからの聞き取りからも、病院等がやはりスタートになることも非常に多いわけでございますが、結局、その病院等で診察がいつ終わるのか分からないということ、時間が確定されないといようなことが非常にあって、予約しづらい。いつの便に乗りたい、利用したいということが、非常にこの確定が難しいといようなことでございます。

それから、先行して行っております木部谷・大野原、それから幸地・立河内でのタクシーの助成、こちらのほうと混同されている方もいらっしゃるようでございます。ですから実証実験は今年の5月から始めて1年間、来年の5月まで、もう少しであと半年くらいですか、なるわけでございますが、まだまだその実証実験をする周知の課題も見えておりますので、そうしたことを克服するためにも、しっかり出向いて、皆さんに利用の方法等について、周知をしていかなければならないかと思えます。

当初、想定しておりました実証実験の件数で言いますと、やはり少のうございますが、ただこれを利用して非常に喜んでいただいているという方がいらっしゃるということになれば、これはただ単に実証実験の件数が多い少ないだけで判断するのはいかがなものかなということを私も考えておりますので、あと残された約半年間、実証事件の状況は当然見てまいります、それを本格運行に移していくかどうかについては、やはり利用者の皆さん、それから運行事業者の皆さんといろいろ協議をさせていただいて、決定をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） まさしくそのとおりであって、少ない多いという問題ではなく、しっかり使っていただけるような利便性のいい公共交通網形成をしていただきたいと私は願っております。

その中で、ちょっと質問には入れておりませんが、歩行者区間の整備も、併せて継続してやっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私の質問は、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、2番、村上議員の質問は終わりました。ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午後0時08分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の一般質問を再開します。

4番目の通告者、10番、中田議員の発言を許します。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 10番の中田元でございます。本日は1問ほど通告しておりますので、質問させていただきます。

再三にわたってこの質問をしておりますが、益田・岩国道路建設促進についてお伺いをいたします。

NEXCO西日本の建設進捗情報を見ますと、中国地方も高速道路時代に突入していることが分かります。島根県内の山陰道は総延長197キロメートルのうち、令和5年4月1日現在で129.8キロメートル、約66%が開通しております。

令和5年度から令和7年度にかけて大田・仁摩間、出雲・多伎間、三隅・遠田間の3区間37キロメートルが開通する予定だそうです。

また、益田市内では、三隅・益田道路、三隅・遠田間が令和7年度開通予定、益田西道路、須子・戸田間は令和2年度に事業化されました。益田道路、久城・高津間2.8キロメートルが総事業費260億円で、令和5年度新規事業化が決定しております。中国地方を縦横に走るこれらの安全で快適な道路に、我々は日常生活でもかなり助けられております。さらに山陰と山陽を結ぶ南北の道路に目を向けてみますと、松江・尾道線、浜田・広島線が開通しています。この事業も大変すばらしく、大型バスや自家用車などでの観光や流通に大きく寄与していることは言うまでもありません。

このような道路の状況を図面で見ますと、私にはもう一つ補わなくてはいけない一本の道路があると考えております。それは、山陽と山陰を結ぶ横断道で最短距離になる益田・岩国道路です。今述べましたように、私たちは高速道路の恩恵を受けているのですが、一方、既存の国道の役割

も非常に大きいと常々思っております。

私たちの生活に身近な国道187号線の役割も大きいですが、特に吉賀町から岩国までの道路は曲りくねって見通しが非常に悪い箇所が多く、時間もかかります。先日も私は岩国まで出かけたのですが、走りにくい道であることを痛感したところでございます。この場においても再三質問しておりますが、益田・岩国間に高規格道路を建設することは、島根県、山口県にとって非常に有益なものになると考えております。

理由の1つ目は、現在、石州会六日市病院を令和6年4月からカタクリ会よしか病院として公設民営化するための計画づくりが進められておりますが、計画の中に傷病の緊急度や重症度に応じて益田赤十字病院や岩国方面の病院等へ搬送する仕組みづくりを考えておられるようですが、このようなことになれば、ますます高規格道路の設置が有効であると考えからであります。

2つ目は、観光客の増加が見込まれることです。例えばこの道路ができれば、観光で岩国、吉賀、津和野、益田、萩市といった三角形のルートが出来上がり、岩国空港と萩石見空港どちらでも利用できることで、県外からの利便性が随分良くなると思われまます。

3つ目は、緊迫した世界情勢から見ると、望ましくはないことであっても、米軍岩国基地から山陰地方への海兵隊の移動手段としての利用もないことではなく、見逃せないのではないのでしょうか。この考えについては、既に国会議員の先生にもお話しをして、ぜひ進めるようにとの回答をいただいております。と言いますのは、先日、我々議員は議員研修会で東京へ行き、島根県選出国會議員の衆議院議員、高見康裕氏事務所を訪問、また参議院会館事務所を訪問し、三浦靖議員、舞立昇治議員、青木一彦議員とそれぞれ面会し、国会の現況報告や我々の要望活動を行いました。その中で私は、青木一彦先生に益田・岩国道路の早期着工を行ってほしい旨を申し上げました。先生からの御指導は、他の路線についてもたくさん要望を伺っているから、まず一番にすることは、促進期成同盟会を立ち上げて、浜田河川国道事務所に要望書の提出を行ったほうがよいということでした。なぜなら、高速道路は将来無料にするという約束があるが、その期限を大幅に延長する法案が国会で審議されて、示された期限が2115年である。ということは、年数のたった高速道路の補修工事費も必要だが、新規高速道路を造れる財源もあるからだ、早期着工への手順の近道と必要な財源について、かなり踏み込んだ内容でございました。

私は、この指導を聞いて早急に促進期成同盟会を立ち上げ、要望書をまとめて提出するべきだと感じました。

前回は申し上げましたが、町内外の通勤、通学以外に、通院、買物、観光、運送会社など大勢の方々が187号線を利用しておられ、中国縦貫自動車道で積雪、事故等で通行止めの場合、国道187号線が迂回路となることで、地域住民の交通体系も非常に危険になることが挙げられます。

私は、町民の負託を受けた議員として、この機運を逃すことなく益田市、津和野町、吉賀町、岩国市が連携し早期の期成同盟会の設立と建設促進をするべきだと考えます。そのかじ取りをするのは、ほかならぬ町長ではありませんか。町長もその場に同席されておられましたが、町長の御見解をお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員の益田・岩国道路に対する御質問にお答えをしたいと思います。

少し説明を含めますので、長くなりますが御容赦をいただきたいと思います。

この件につきましては、私もこの職に就任した当初から所信表明、あるいは施政方針等で再三再四、仮称、益田・岩国道路という表現で申し上げておりました、10番議員と同じ思いがあるということ、まず申し上げておきたいと思います。

当該路線構想に対しての青木参議院議員の御発言における私の考えについてのお答えをする前に、当該路線の取り組み状況と併せて、一般国道9号における事前通行規制区間の解消の取り組みのこの2点について、若干御説明をさせていただきたいと思います。

なお、島根県内における山陰道をめぐる整備促進の状況につきましては、議員のお話のとおり、一定の成果を上げまして、着工や完成を待つばかりの状況でございますので、このことにつきましては、改めの言及は控えさせていただきたいと思います。

まず初めに、益田・岩国道路についての取り組み状況でございます。私がこの取り組みを新たに始めたころは、山陰道建設促進の真ただ中でございました。管内を上げて建設促進の大合唱の中、本町のみが新たな路線に取り組むわけですから島根県の理解を得るのもなかなか難しく、管内を中心に地道な取り組みを行いながら、少しずつ理解を得る努力を重ねてまいりました。

具体的には道路担当者レベルの勉強会の立ち上げによる意見交換と情報共有を行いつつ、管内自治体首長と浜田河川国道事務所との意見交換会を開催いたしました。

これまでの取り組みの状況は、以前の御質問の折に御説明をさせていただいたところでもございます。今申し上げた内容をこれまでのところで概略を申し上げたところでもございました。

その後、各関係者の御理解をいただきながら、島根県土木部長、島根県議会議長、島根県土木部の道路建設部門との意見交換を経て、少しずつではありますが、その理解の裾野を広げてきたところでございます。

現在では益田管内における自治体首長と事務レベルでのコンセンサスはほぼ得られていると考えております。しかしながら、多くの諸事情が解決されているわけではなく、まだまだ多くの課題や困難な問題が立ちはだかっている状況でございます。特に大きな課題といたしましては、益田・岩国道路はその名のとおりに県域をまたぎますので、山口県や岩国市との連携が欠かせません。

関係議員や岩国市との意見交換なども行っている状況でございます。私自らも、この夏、管内首長とともに機会を利用して岩国市長と直接意見交換を行いました。一朝一夕には済まないと感じておるところでございます。

今後さらに、岩国市との関係を深めるとともに、山口県との関係構築と踏み込んだ意見交換をいかに進めるかが課題であるというふうに感じております。

2点目に、一般国道9号の事前通行規制区間の解消に向けた取り組みでございます。

今年の1月下旬、山口市と益田管内3市町による一般国道9号、益田市～山口市間でございますが、これに係る整備促進期成同盟会を設立し取り組みを始めたところです。設立に関しましては、防災上危険とされております区間における抜本的対策による道路改良を求めるもので、山口市阿東から宮野間と、益田市神田から津和野町枕瀬間を合同で要望するものでございます。

11月には期成同盟会結成後初めてとなる中央要望も実施をいたしました。特に管内における国道9号の取り組みに関しましては、現道改良かあるいは高規格道路によるバイパスの新設かが今後の取り組みの争点になるものと考えております。

益田・岩国道路や国道9号の事前通行規制区間解消の取り組みについての状況をはじめ、取り巻く情勢と現状の課題や問題点について簡単に御説明させていただきました。

このような背景を御理解いただきまして、議員の御質問に答えさせていただきたいと思っております。

青木参議院議員による御発言に関しましては、その場に私も同席させていただいておりましたし、これまでも何度も御本人から同様の趣旨の御発言をいただいております。非常に心強くありがたいと感じているところでございます。やっどここまでたどり着いた、そうした感慨に私自身感動を覚えるとともに、先へ進む勇気をいただいております。このまま一気に期成同盟会を立ち上げ大きく事態を進めていきたいとの考えもございしますが、一方で国道9号の取り組みも今始まったばかりでありまして、一度に2つの組織を立ち上げるのは管内にとって果たして得策だろうか、こうした考えも湧いてくるわけでございます。今この時点で言えますのは、何を優先的に取り組まなければならないかということでございます。どちらも管内を挙げて取り組む重要な問題であるわけですが、優先順位をつけるとするなら、国道9号における事前通行規制区間の解消の取り組みであると考えています。それはこの問題の解消が益田管内の安全・安心に大きく寄与することであるという考えからでございます。

そしてもう一つ重要なことがございます。それはこの国道9号の問題を進めることが、結果として、申し上げております益田・岩国道路の実現に向けて、大きな布石になるということも考えられるからであります。直接的に国道9号の沿線自治体である益田市、津和野町がどのような道を求めるかが重要ですので、これ以上の言及は差し控えますが、おおむね方向性についての考え方は管内において一致しているというふうに感じております。今はこの問題に集中し管内一致し

た方向性を持って、国に要望していきたいと考えております。もちろん青木参議院議員の御発言の趣旨は大いに受け止めさせていただき、さらなる後押しをお願いしながら当該道路構想の実現に向け、関係機関、団体との結びつきをさらに深め、取り組みを進めていきたいと考えております。

改めて申し上げておきたいと思います。私は就任当初から経済全体の好循環を図るために、高速道路や周辺飛行場などの活用を視野に入れて、吉賀町周辺の都市部への交通インフラ整備が必要と考えまして、仮称でございますが益田・岩国道路の整備促進を行っていききたい、そうした思いを申し上げてまいりました。そしてそのことを関係者あるいは関係機関、団体へ強く訴え続けてきたというふうに考えております。

それから、約6年が経過した中で鹿足土木協会の要望書の中に、活字として益田・岩国道路の可能性を模索しているということが明記されました。加えて益田市長にも御理解をいただき、現在では益田管内1市2町の首長は、この道路の必要性について共通認識を持つことができているというふうに思っております。その前提の基に山陰道のミッシングリンクの解消、あるいは一般国道9号の抜本的改修について期成同盟会で強く国等への要望活動を行っております。そして現在では、地元選出の国会議員の先生からも御紹介がございますように、このルートの必要性についての言及があるまでになりました。このことについては、先ほども申し上げましたが本当に大きな勇気をいただいております、感謝をしているところでございます。振り返ってみますと、このルートにつきましては合併前の旧六日市町時代に、一時期、六日市から岩国までの沿線の関係者が期成同盟会をつくったという歴史もございます。しかしそれから長い年月が経過し取り巻く環境が大きく変わっています。ただ言えることは、沿線住民の皆さんの命と経済を守るためには、やはり立派な道路は必ず、そして間違いなく必要であるというふうに思っております。かつて国道187号は道路番号をもじって、嫌な線、嫌な道とも呼ばれていました。今後この道に愛着と関心を持ってもらうために、愛称募集を行いまして、現在では「石見ひとはなライン」と命名もされています。まさに将来に向けて大きな希望の花を咲かすことができるように、私自身も精一杯、これからも頑張っていくという決意を申し上げておきたいと思っております。

長々と申し上げましたが、いずれにいたしましても、この問題は管内の道路のあり方を左右する本当に大きな問題でございますので、今後の取り組みを温かく見守っていただくとともに、町議会におかれましても、今後とも力強いお力添いを、ぜひお願い申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今、町長のほうから分かりやすく今までの経過等、お話を聞きました。町長の言われるとおり、当然私が申し上げました益田・岩国道路も、私はこれ優先というふうに考えておりますが、今、町長言われるように、国道9号線も大変、我々が益田に出ても、

日原から益田に行くまで、その間が交通量が多いため時間がかかるというようなこともあります。このこともできれば簡単な改良作業でなしに、至るところに追い越し車線ができるようなところが改良できれば、大変望ましいというふうに思います。そのほうが、例えば1市2町の執行部のほうの考えであるとするれば、それも大変有意義なことだろうと私は思います。それにもかかわらず、私はこうして発言をしておりますので、今、町長の意気込みの中にも再三昔から思っておるんだというお話をされておりますので、このことをぜひとも実現できるように、御尽力をお願いしたいというふうに思います。

以前、私これは前々回ですか質問のときに、国勢調査があった平成27年のときの資料でございましたけど、益田市から吉賀町へ入ってくる流入、それから岩国へ出ていく流出というようなことを申し上げました。平成27年の調査では、吉賀町への流入が益田市から121人、津和野町から128人、岩国から78人と、それから吉賀町から益田市へ95人、津和野町へ59人、岩国市へ88人というようなことを言いまして、合計で朝夕いろいろな方がおられるかと思いますが564人という方がおられるというふうに、私、平成27年の国勢調査のときの調査のことでお話しました。現在年がたっておりますので、令和2年度のこの状況の調査を企画等いろいろ覗いてみましたが、このことが2年の調査の中に入っていないというようなことでありまして、最近のこの人口がどのぐらいになっておるかということは分かりませんが、以前は野中の信号のところで六日市の方が国交省か何かの調査かも分かりませんが、台数を書いておられました。今は立河内にカメラがありますので、あれで調査ができるのかも分かりませんが、ぜひともこのような187号線の流通量、大型トラック等も随分通っております。ヨシワ工業に入る車ものすごく増えておりますので、その辺のこともぜひ調査をいただいて、町がするのか国交省のほうですのか分かりませんが、どちらにしてもこのような国道の通行量の調査等もしていただけたらいいかなというふうに思っております。今、話の中で岩国に最近、私じゃないんですが、あっちこっち連れて行っておるんですが、もう錦町から岩国の間、ものすごいダンプとか車の通行量が増えております。恐ろしいほど大きな車が対向車から来て通行量が多いので、ちょっと怖いような気がしてこの二、三週間ずっと出たわけですが、この辺もぜひとも岩国市としっかり話し合いをしていただいて、もしできれば、この高速道路が早期ということにならないのであれば、不良箇所を改良等もお願いしていただけたらいいんじゃないかなと。私も、六、七十年、岩国に出ますけど、全く昔から道路が変わっておりません、現在に至るまで。現況が。その辺のことも岩国市のほうとまた話していただきながら、改良の方に向いていただけたらと思います。これもある程度要望も入っておりますので一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろな情報提供をありがとうございました。

この路線に限らず道路というのは本当に一本の線があればそれで十分ということではなくて、本当に今災害も大きくなっておりまして、一旦道路が寸断されますと全ての生活や経済がストップするというので、今要望のときにもいろいろ申し上げておりますのは、やはりダブルネットワークであるとか、冗長化であるとか、一つにこだわらずにいろいろな選択肢が出てくるそうしたことをやっぱり考えていかなければならないということでありまして、そうしたことも含めてこれからも対応していきたいと思っております。187、岩国に向けて出ますと皆さん御存じのとおり、非常に穏やかなときでもどこかで工事をしており、災害復旧の工事であったり、改良の工事をしておるということでございまして、いつ何時、岩国を出ても工事が必ずあるというような状況でございます。それに伴う車両も非常に多いということでございますので、そうしたことも安全対策上からも当然必要でございます。

それから国庁の情報提供でございます。私もお話の件につきましては、見たことがございまして、本当にその当時でさえ一日で560人前後の人、人流があるということでございます。まだまだ今は、それ以上になっているのかも分かりませんので、そうしたニーズがあるということもやはり考えておかなければならないかというふうに思っております。

それで、先ほど私、答弁の中で一般国道9号の話をさせていただきました。これは鹿足土木協会であったり、それから申し上げました一般国道9号の期成同盟会であったり、あるいは益田地区の各種期成同盟会の要望活動のときには、おおむね同じ内容で要望書につけておるポンチ絵でございますが、これ公表してもいいもんだらうと思っております。こうした絵なんですね。これ一般国道9号ですけど、ちょうど今申し上げました益田の神田から津和野の枕瀬、それから山口に向けて行きますと、阿東の篠目から宮野、ずっと木戸山峠を下って行くと宮野がありますが、ここの区間で同じように大雨の場合には事前通行規制がかかるわけです。事前通行規制がかかると通行止めになりますからストップをする、そうすると何が起こるか、御案内のとおりでございます。これをぜひ解消してこの一般国道の通りを良くしようということで、こちらが山口側、こちら益田側でございますが、同じような案件があるということで、今一緒になって益田市、津和野、吉賀、吉賀町は直接の沿線ではありませんが、非常に影響があるということで、私はこの期成同盟会に手を挙げて入れさせていただきました。それから山口と、この4つの自治体にも期成同盟会をつくっておきまして、とりわけこの益田側で申し上げますとこうしたものでございまして、申し上げましたように益田の神田から津和野の枕瀬の間、道の駅の前になりますけど、ここでストップがかかると、そうすると非常にいろいろな面で通勤、通学であったり当然救急もそうありますし、それ以外の物流を含めたところで非常に大きな支障が出るということで、ここをとにかく解消しましょうと、ただ単に局部だけでは間に合いませんので、抜本的な道路改修を含めてお願いをしたいということで行っております。問題は、益田・岩国道路ということで絡めて言い

ますと、この区間をどうした形で改修なり改良していくかということです。その延長線上に我々考えておりますのは、南に向けての益田・岩国道路へつなげていきたいということでございますので、その考え方は先ほど言いましたように益田市、津和野町、私も含めてそれぞれの首長が同じ共通認識を持っているということでございます。このことは、現に今年吉賀町が会場になりました議長会主催の郡の議員研修会の席でも、津和野の下森町長がそのような向きの発言もされたということでございますので、御存じのとおりでございます。

ぜひそうした思いで、今共通認識を持っておりますので、将来的な益田・岩国道路の実現に向けて頑張っていかなければならないというふうに考えております。

それから、これはもう先のことを言うときりがありませんが、仮に期成同盟会ができるとすれば、現在役場で言いますと企画課のほうを担当になっておりますが、187号線を主としたピュアライン岩国・益田観光連絡協議会というのがあります。ここに今加盟をしておりますのは、岩国を含めて益田市、津和野町、吉賀町、岩国市の4つの自治体とそれぞれの市町の観光協会、こうしたものが加盟しております。ですから、これを核に考えれば、期成同盟会を仮につくるといふことになれば、これ以外に経済団体、ですから商工会議所、商工会、あるいは当然、議会、市議会、町議会、そして住民団体、こうしたことの構成でいけば、期成同盟会というのは自ずとこの形づくりができるかなと思っておりますので、私の構想ではございますがこうしたことを発展的にこの期成同盟会のほうへつなげていくということも一つの考え方かなというふうに思っております。

新しい道を造る、とりわけ高速道路であったり高規格道路という新しいことを始めるということには、やはりかなりの時間と労力が必要でございますので、粘り強く、しかも慎重にこれからも対応させていただきたいと思っております。

私の思いは先ほど申し上げたとおりでございますので、この思いを諦めることなくしっかり前に向けて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 町長から大変丁寧なお話をいただきまして、大変心強く思っております。一長一短にすぐできるというようなことでないということは、私も承知しておりますが、一歩でも前進していけるというような気持ちが出てきましたので、ぜひとも今から町長の手腕を期待しております。よろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、10番、中田議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午後1時40分休憩

午後 1 時48分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

5 番目の通告者、6 番、松蔭議員の発言を許します。6 番、松蔭議員。

○議員（6 番 松蔭 茂君） それでは、1 点ほど通告してありますので、質問をいたします。

町長は、以前から「まちを一つに」ということを言われてこられました。確かに町民が一つにまとまって事に当たれば何事もうまく成し遂げることができると思います。このことについては、これまでいろいろと町長は考えておられていたと思うんですが、今までどのような考えを実行されてきたか、要するに、町を一つにするということについて、いろいろなアイデアがあると思うんですが、私は、町を挙げて花見、春に花見の会、会でもなんでもいいんですが、やられたらどうかと、これは一つの提案です。

というのは、昔大名が各地域に藩を持っておったんだけど、大体侍の社会というのは、武家の社会というのは規律も厳しく上下関係もあったんですが、たまに無礼講ということで、家臣が一杯飲んでやあやあ言うて、要するに上役の悪口とか、悪口ばかりじゃない、そういうことをやったということもあるらしい。それはそれでいい。

それから、アンテナショップがせっかく、せっかくというかできておるのに、このアンテナというのは大体無線で言えば、電波で発信、受信。要するに情報の発信、受信をするという意味もあるわけなんですけど、これを利用して、町を一つにするような方法はないかということで、「まちを一つに」とアンテナショップということで質問します。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、松蔭議員の「まちを一つに」とアンテナショップというテーマについてお答えをさせていただきたいと思います。

本年 3 月の町長施政方針におきましても、「この町の未来をより一層輝かせるために、一体感の醸成を果たすことが自分に与えられた使命であると考えました。「まちを一つに」をスローガンに掲げて、育ててよし、元気よし、住んでよし、この 3 つのよしの吉賀町を目指していくことを基本姿勢にしているところでございます。」そのようにいつも述べさせていただいているところでございます。

それでは、「まちを一つに」このスローガンのもとで行政組織が一体となって日々どうしたことで行政運営に当たっているのかということでございますが、もちろんその思いを持って行政執行に当たっているところでございますが、それぞれの具体の施策ということで申し上げますと、私が今 2 期目を預かっておりますが、最初に就任をいたしまして平成 29 年の秋、それから 2 期目の当選をさせていただいたときの令和 3 年のときの所信表明、向こう 4 年間、そして再びの向

こう4年間、どうした形で町を司っていくかということで申し上げております。それがまさに「まちを一つに」して一体化の醸成を果たしていくんだということでございます。

この所信表明の中では、先ほど言いましたように3つの柱があるわけですが、育ててよし、子育てしやすいまちづくり、それから2つ目が元気よし、健康長寿のまちづくり、3つ目が住んでよし、豊かさを求めるまちづくりであります。

それにならって、今度は毎年毎年、その単年度単年度で何をしていくかというのが、これは毎年3月議会の頭のところで申し上げております、この施政方針でございました。まさにここへ散りばめておりますたくさんの施策がございまして。ここでは今度は所信表明と違って、いわゆる吉賀町のまちづくり計画、これに沿ってその当該年度に行います、施す施策について個々具体の話をさせていただいておりますから、大きく分けて6つでございまして。

快適で安全に暮らせるまちづくり、それから今度2つ目は、健康で安心して暮らせるまちづくり、そして3つ目、魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり、4つ目につきましては、人と歴史を大切にして暮らせるまちづくり、そして5つ目が、協働と交流で生き生きと暮らせるまちづくり、プラスアルファで行財政対策と、こういったカテゴリーでそれぞれ施策を明確にさせていただいて、これで吉賀町のかじ取りをさせていただいているということでございまして、まさに「まちを一つに」何をするかということで申し上げれば、向こう4年間はこういった基本姿勢で、その短年度短年度においては施政方針の中で明らかにさせていただいているということでございまして、これを実行させていただいてどうか自分の思いを成就させたいということでございまして。

今、申し上げました個々の具体の施策について申し上げることはかないませんが、例えばということで、1つのイベントをちょっと御紹介をさせていただきたいと思いますが、このコロナ禍で4年ぶりとなります六日市、柿木両会場で開催をいたしました、きん祭みん祭農業文化祭、今年は本当に心配しておりましたが、天候にもどうか恵まれまして、大勢の方に会場にお出かけをいただいて大変盛況を見たところでございます。これもこの「まちを一つに」をするための一つの施策であるというふうに考えております。

きん祭みん祭農業文化祭につきましては、町民が主役のイベントで、町民による町民のための祭りとなることを基本といたしまして、町の伝統文化の継承や町民の日常の営み、誇りと愛着の共感、豊かな自然によってもたらされる恵みを分かち合うことや、人と人とのふれあいが全町的に広がることによりまして、立場や考え方の違いを超えた交流が生まれることを目的として開催をしております。

事業効果といたしましては、町民一人一人が主人公となる場が日常に彩りを与えることで生きがいとなることや、収穫をみんなで喜ぶことで来期に向けた耕作意欲につながることを期待され

る、あるいは同じ町に暮らしながら集う機会が減る中で、町民が一堂に会して時間を共有することで、町民の一体感や地域への誇りや愛着が生まれるきっかけとなるといったことを期待して開催をさせていただいているところでございます。

なかなかコロナ禍で開催できませんでしたが、どうにか申し上げましたように、4年ぶりに開催をさせていただいたところでございます。

それから通告の中で、町を挙げて春に大花見会を開催してはというような御提案もございました。こうした手法もあるのかなというふうに思っております。これは議員のほうの御意見として拝聴しておきたいと思っております。

それから、後段、アンテナショップについてお話がございました。先日も創業20周年記念式典を開催をさせていただいて、併せて行った感謝祭のイベントにも500名近いお客様にお越しをいただきました。立地的にも旧津和野街道沿いにありまして、廿日市市との交流人口の拡大におきましても重要な施設であるというふうに捉えております。

また販路先があるということは、農家の皆さんが安心して生産活動を行うことができ、生きがい対策や町内の農地の維持にも寄与していることにもなります。そういった意味においては、今後も吉賀町の魅力を伝える情報発信の基地として、また農産物の流通拡大の中核として活用していきたいと考えております。

アンテナショップを活用して町を一つにする方法についてでございますが、議員が指摘されておられる情報発信基地としてのアンテナショップの価値もありますが、例えば、野菜や加工品を出荷するといったアンテナショップの最も重要な部分で、多くの町民の方に関わっていただいて、結果として、自分たちのアンテナショップとして認知していただいて、このアンテナショップの存在やその意義が町民の中で確立してこそ、まちが一つになっていくのではないかとというふうに考えております。

そうしたアンテナショップになるように、これからもまたいろいろな意味で連携をとって活用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 花見というのは、昔からやっぱり交流する場なんです。個々にあるわけでありましたが、それを、先ほど言われたきん祭みん祭なんかも、ひとつの、これは花見じゃないんだけど、みんなが集う場所、楽しく集う、食べたり飲んだりというのは、みんなでやれば皆さんが仲よくなれる。要するに、六日市ではまだ、「六日市」「柿木」という、なにか見えない壁がまだあるんじゃないかと感じる場合があります。それを全町、柿木の人も六日市の人も七日市の人も蔵木の人も集まってやいやい騒ぐ、騒ぐというか、飲食を共にする。これ、場所的には、高津川を越え、あそこはちょうど中心になるからいいんじゃないかと思うんです。

それで、やっぱり、みんなが集うために何か名目をつけてもいいと思うんです。今のきん祭みん祭は産業文化祭というのが一つの名目、なんでもいいんです。それで、もし町が、そんな花見なんか主催できるかということになれば、民間団体、例えば全町的な組織がある老人クラブ、あるいは婦人会とか、これ全町的な組織なので、それらが主催してもらって、それで町は支援をする。

例えば、車やバスの運行とか、1杯飲むものじゃないんだけど、やっぱり昔からお酒絡みの、神ごとにしても仏ごとにしても、大体酒がつきものです。そうしたら解放されて、みんなが言いたいことを言い合う。喧嘩にならん程度に議論もあると思うんです。みんなが言いたいことを言えるような雰囲気、場所をつくれば、今まで知らなかった、例えば、六日市が柿木のことを知る、柿木の方は六日市のことを知れる、そういうふうなこと、あんたそうやったか、というようなことで、やれば仲よくなれるんじゃないか。要するに、仲よくなれるということが第一なんです。もちろんほかの問題も出てくるかと思うんですが、そういうことでやったらどうかということなんです。

町長、その辺は具体的にどうかというのはなかなか難しいんですが、場所的にはあそこがいい、それから要するに飲食を共にする、物を売ったりとかそういうんじゃないしに、そういうのを大事にして、そうしたら、私、河原の（ ）経験がありますけど、そうしたら仲よくなれるんじゃないかと思うんですが、お考えどうですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 言われるとおりでございます。多くの方が、いろいろ目的はあろうかと思いますが、一つのところへ集まって、集結をして、いろいろなことについて、いろいろな角度からいろいろな話をさせていただく、そのことによって、当然にぎわいが総出されます、情報交換もできます。普段なかなかお話できない方と巡り会って、いろいろなことについての話をする、意見交換をする、非常に大事になることだろうと思います。その一つの場所として、高津川てらすの施設のお話がありました。そうした活用も当然あるわけでございます。

そうした御提案も議会の中であったということは、また窓口になっております企画課のほうを通じて、地域再生推進法人であります高津川てらす様の方へお伝えをさせていただいて、この施設を使って行うのは官民共同連携の事業でございますので、民間ができるところ、それから行政としてお手伝いできるところ、それぞれよさを持ち寄って実現できるものであれば、それはいろいろな形で協力ができるかというふうに思っております。

それから地域で皆さんがお集まりをいただくということで言えば、一つやっぱり見逃してはいけないのは多文化共生の時代でございますので、ああして今、直近で申し上げれば、今日、午前中のところで担当の課長が聞きましたら、今ちょうど210人外国人の方がいらっしゃるそうで

す。つい先日も10名ばかり外国の方がこちらのほうへ住民票を移していただいたということでありまして、非常にありがたいこととございます。

先般、グラントワで日曜日に人権フェスティバルが、島根県のものが開催をされました。そのときにもしまね国際センターの方が出展をしておられて、そこでお話を聞きましたが、吉賀町はまさにダントツでございます。今、出雲市も人口比率で申し上げますと、もう2%台になっておりますが、そうした中で吉賀町は約5,800人の人口の分母に対しまして200から210人ですから、人口比率で申し上げますともう3.8%、そうした状況でございます。もう100人のうち3人ないし4人は外国人の方ということでございます。

決して変わった状況ではございません。日常のこの状況でございますので、そうした方にもぜひ御提案のあるような会があれば来ていただいて、町民同士の交流ということになるとまさに外国人の方も町民のお一人でございます。そうすると、ただ単にこの国内、この地域だけの文化とか芸術の交流でなくて、まさに今度は海外、国を超えた文化であったり芸術であったり、場合によっては食であったり、交流ができるというようなこのメリットもあろうかと思っておりますので、そうしたことがもし本当に実現できるのであれば、そうしたことも含めて、多文化共生という観点も含めて、ぜひ開催をしていただくほうが、私は非常にいいかなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 今、私が花見ということを行ったから、後ろの方でちょっとおもしろくないような声があったようなんですが、花見と言ったのは、例えばこういうことなんで、今、言うように交流、今外国人の方も、今言われたように200人くらい、この人たちとも、話がなかなか通じない人もいるんだけど、話をしてみるとやっぱり話をしたいんです。この吉賀町民になりたいというふうな雰囲気があります。もちろん夫婦で来られている方もあるし、だから、ぜひ、そういうふうな形を、花見とひとつ言いたいことで、何で花見と声が出たんですが、そういうことでなしに一つの方法として皆さんが交流をする、そうしたら、ここがおもしろいまちということになると、移住者も増える。あそこに行ってみようかというふうに移住者も増えてくる。

テレビでよくやっておりますけど、移住者というのは、住みよいというのが第一だけど、やっぱりそういう交流、おもしろい町、村ならというふうなことが案外多い。それはそれでひとつ、この辺を考えて企画をしてください。

それと、これも広島六日市会と広島柿木会というのがありますが、これは、その広島吉賀町出身の柿木と、それと六日市の人がつくった会と思うんですけど、これも、ちょっと向こうに呼びかけないといけんけど、一つにまとめてというのは、この前アンテナショップの祝賀会に行ったときに、広島柿木会と広島六日市の会長さん、2人並んでおられた。その人が、やっぱり出

身ということで、同じことならこっち側からお願いして、そしたらまた、これもまちが一つという意味で、今は何かこう2つあるような。だから、出ておられる方も、吉賀町一つでやろうというふうな考えになるんじゃないかと思うんですが、その辺を一つ働きかけられる気持ちがあるかどうか、ちょっと。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ふるさと会につきましては、今、吉賀町関係でいいますと4つございます。1つは首都圏を中心とした東京吉賀会、それから近畿圏域の関西吉賀会、そして、今、お話のありました広島の高島六日市会と山陽柿木会と言います。この4つでございます。この4つのうち、東京吉賀会、それから関西吉賀会につきましては、旧町村でいうと、合併前の旧六日市町、旧柿木村の御出身の方の会が一つになっているということでございます。ただ広島の高島六日市会につきましては、申し上げましたように、高島六日市会と山陽柿木会と、こういう2つでございます。

これを一つにしたら、それをもってまた将来的には、この、まちを一つにというところでつなげたらどうかという御提案だろうと思います。当然そうした選択肢もあります。

我々としたしましては、その働きかけをすることは、これは容易なことでございますが、いろいろこの合併をしてもう18年目に入りました。それぞれの会の御事情もあつたりお考えもあつて今に至っておりますので、我々がお声掛けをさせていただくのはそう難しい話ではないんですが、あくまでそれを判断をさせていただくのはそれぞれの組織のほうでございます。これを行政が立ち入って合意にということ、当然、これはできないことでございますので、また機会のあるときにそうしたお話もさせていただくということで、今日のところはお答えをさせていただきたいと思っております。

組織的に1つがいいとか2つがどうかということではなくて、やはりそれぞれの会の方の御意向をしっかり尊重をしていかなければならないというふうに考えております。ただ高島のほうの山陽筋が2つありますけど、その2つあるから行政の方が今、何か支障を来しているということはございませんので、その点は申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） いや町の方からどうこうせいという意味ではないんですよ。ただ2つ、同じようなところがあると、出ておられる方がかなり前から、年配の方もおられるので、やっぱり柿木や六日市とこういうふうにおられると思うんです。それを町長が言われるように「まちを一つに」ということからいけば、そういうふうな考え方を持ってもらえれば、またこれも影響があるんじゃないかと。

それから、別に「まちを一つに」ということについて、方法はいろいろあるわけなんですけど、

町長が要するに町民をマインドコントロールにかけて、それで私の言うことは全部聞けというふうなことをせえという意味ではありませんから、決して。町民が自ら、それは病院問題にしても、町民がつくる病院のような形、おらが病院、私たちの病院というような形になるのも、それをどういうふうに持っていくかというのはなかなか難しい、それぞれ考えが違うから。だけど考えが違うのをどうしてまとめるかというのは、町長の手腕でございますので、そういうことでひとつ、最後に一言。

いや、もうなければいいです。はあ、やめという声も出ましたから。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろな御意見をいただいてありがとうございます。ほかのところでも今、いろいろ話をさせていただいてしまして、最後にお話しになりました地域医療をめぐる問題です。非常に課題としては大きくて、私自身もそうですが、この職になって6年は終わって7年目に少し入りました。それから先代、先々代含め、そして合併前の首長を含めてございますが、今回のような医療、地域医療の問題についてのこれだけの問題というのは、やはり有史以来初めてだろうと思います。それだけ困難性があるということですし、関係をするいろいろな機関、団体がある。さらには住民の方、それから病院に直接的に関係のある方、たくさんいらっしゃるわけでございます。非常に難しい問題というのは承知をしております。それだけ時間がかかってまいりました。本当に最後の最後、今、大きな大詰めでございますが、しっかりこれは頑張っていきたいと思っております。

そうした中で、今、住民の皆さんが考えておられるのは、先ほど、おらが病院というような話もございましたが今、住民の皆さんの間ではこの医療を守る、地域医療を守る会、あるいは地域医療を考える会でしょうか。そうした任意団体をつくっていただくような動きがあるやに聞いています。

今、医療対策課のほうもそうした協議、話し合いもしておりますし、そうした有志の皆さんがお隣の津和野町のほうへ出かけて、先行して今、運営しておられるその組織のことであったり、運営のことを考えていらっしゃる。非常にありがたいことでございます。

これも行政が踏み込んでいってできるどうこうといった問題ではございませんが、やはり住民の皆さんのそうした段階でも、そしてこの吉賀町の医療、地域医療を守っていかなければならない、それは自分たちがしっかり支えていくんだというような、私は気概の現れだと思っておりますので、そうした意味でも、このひとつ、「まちを一つに」するという意味では、今のような動きも、まさに象徴的なものだろうと思っておりますので、非常に今、地域医療を守る、課題でいいますと、本当に大きなところに差しかかっておりますが、そうした中、これをまた好機と捉えて、「まちを一つに」していくひとつのステップにできればというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） しつこいことじゃったか、分かりませんので今のような声が出たと思うんですが、私は、とにかく、しつこうにしつこうにというのは、町長、本当にその気になって、なっちはおられると思うんですけど、やっていただきたいから、少ししつこく言いました。終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、6番、松蔭議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午後2時17分休憩

.....

午後2時26分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

6番目の通告者、9番、藤升議員の発言を許します。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 日本共産党の藤升正夫です。本日は、9月に質問いたしました朝倉小学校の屋外運動場の件についてをはじめ、4点について質問をさせていただきます。

まず初めに、朝倉小学校の屋外運動場、グラウンドを、子どもたちが自由に、気持ちよく使えるよう整備することを求め、教育長に質問します。教育委員会は、日々成長する子どもたちを中心に置いて、学校施設を良好な状態にするよう努めていかなければならないと考えています。朝倉小学校グラウンドは、1年を通じて、子どもたちにとってどういう状態になっていたか、まず初めにお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 朝倉小学校のグラウンドの状況についてお答えいたします。

学校からの要望事項によりますと、1つ目は、梅雨、台風等、大雨で降水量が多いときに、児童玄関前や校舎前が水浸しになり、その際は子どもたちを含め、人が通行しにくくなること。

2つ目は、春から夏、秋にかけて、グラウンド周辺だけでなく、中央部まで雑草が生えて、校庭を覆ってしまい、気持ちよく校庭の使用ができない状態になっているということについて確認しております。

これに対しては、現在のところ、塩化カルシウムの購入・散布及びPTAや地域住民、教職員、校務技術員等による人的な除草作業による管理を行っている状況でございます。と申します私自身も、平成20年度から4年間、朝倉小学校に勤務させていただいておりましたので、その辺りのことはよく承知しております。雑草についてですが、毎週、掃除で草取りタイムを設けたり、草刈り機で雑草を刈ったり、1日仕事で灯油バーナーで雑草を焼き切ったり、大変苦労したことを思い出します。

しかしながら、雑草は全て悪とは言えません。1年生児童が四つ葉のクローバーを見つけて持って来たり、ダンゴムシやアリなどの虫や生き物を観察したりと、特に低・中学年は雑草をも楽しんでいるという姿も見られました。こういうことも申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 雑草が悪ではないということは私も共感しますが、ただ、通常、子どもたちが走り回るところについての質問をしていますので、よろしくお願ひします。

夏に発生しておりましたグラウンドの黒いところ。ここで何度も滑りこけた事例があったというふうに保護者から聞いております。幸いにして大事には至っておりませんが、管理不行き届きと言われても仕方がない状態が続いていたと私は考えますし、先ほど答弁された除草等で解決する問題でもありません。この黒いところに対する管理について、教育長の見解を聞きます。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 夏に発生したグラウンドの黒いところ、先日、私も朝倉小学校に参ってみましたところ、まだその片りんといいますか、残っているところがございます。恐らく、イシクラゲという陸上の藻の仲間、キクラゲやワカメに似ていて、水分を含むと、ぬるっとして、踏むと滑りやすい植物だと思われまふ。それが原因となって滑りこけた事例については、これまで教育委員会への事故報告は受けておりません。学校に確認をしましたところ、頻度は高くないが、足が滑る事案があったということでした。幸い、転倒による大きなけがなどはないようですが、安全安心な状況でないことについては、憂慮すべき事態だと思ひます。

先ほどのグラウンドの状態と併せての回答となりますが、これまで人的な除草・除去作業に加えて、夏対策用のグラウンド整備用のレーキの調達等によって、より効果的な対策を行っていきよう、配慮したいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） レーキの調達と言われまふけれども、上をちょっとへいだぐらいでは解決しないというふうに私は考えております。

次の質問に移りますが、9月の一般質問において、私は朝倉小学校のグラウンドは運動会の綱引きでは県道側が有利となる。さらに雑草がはびこり、黒くなっているところもあると事実を示し、不具合の情報を教育委員会としてどのように整理し、修繕の計画を立てているのかという問いに対しまして、教育長は、校庭整備に関しては、今後の施設の改修時に併せて対応していく方針としている。グラウンドの高低差については、建築士への確認を行ったところ、使用上の問題はないという回答を得ているというものでした。教育委員会は、建築士にどのような視点で、どのような情報を提供し、何を聞いたのか、答弁を求めまふ。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） グラウンドの高低差につきましては、学校の校庭整備に関する法令上の整備基準についての確認と、町内の学校において、5センチ程度の高低差が生じている旨の情報を提供した上で、整備の必要性の確認を行ったところです。その上での回答は、特段の事情がない限り、特別な対応を行う必要はないということで、その対応を行う予定はないというふうに教育委員会としても判断した次第です。

今後、学校施設の改修計画を準備しておりますので、併せて改善の必要性についてもしっかりと検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先ほど紹介したように、綱引きで明らかに県道側のチームが有利になると、そういう状況というのは、私は子どもたちに対して本当に真面目な態度かと、大変疑問を持っています。先ほどの御答弁等を聞いておりますと、一番使う子どもたちの気持ち、これを確かめたのか、その点を聞きます。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 子どもたちに直接尋ねるということはありません。校長に、その旨をいろいろと質問して、回答を受けておりますが、特段、現在の学校の高低差ということで困っている状況はないようでございます。

先日、雨が降った折に、5センチの勾配がついていれば、雨が少しずつ県道側に流れるはずですが、校庭の凸凹もありまして、水たまりがあちこちできている状況で、特段、県道側に水が少しずつ、じわっと流れているというふうな状況は伺えませんでした。ですので、子どもたちにとって、そこに立って平行感覚を失ってしまうであるとか、そういうふうな状況にはないというふうに思います。

それから、私も先ほど申しましたとおり、平成20年から4年間、朝倉小学校に勤めておりましたが、その際も、運動会でと言われるようなことは、もしかしてあったかもしれませんが、特段、子どもたちがそれで困っているというふうなことは聞いておりませんで、もしそういうふうなことがあれば、しっかりとまた学校のほうに、子どもたちの意見も聞いてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） たくさんの草はある、それから、黒くなっている、そういうところ、さらに高低差で不公平感、不平等感が発生しているという中でお聞きをしたものですし、高

低差があるから、ふらつきとかどうのこうのという狭い範囲じゃなくて、子どもたちが、本当に朝来て、露だらけの草の中で走りたいと思いますか。どうですか。気持ちよく、学校で自由に動き回る、遊び回る、そのことが本当の教育につながると私は確信しています。そこを何とかしてほしいと、そういう思いの中で質問しています。はっきりと、どうするのがよいと考えるか、お示してください。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） やはり原則としましては、学校からの要望、学校からの要望というのは、もちろん学校が子どもたちの意見を聞いたり、保護者の意見を聞いたり、地域でも使ったりしますが、その意見を吸い上げて、教育委員会に要望として出していただいて、その要望をもう少し吸い上げられるように、教育委員会は努力してまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 吸い上げる、本当に吸い上げられているのか。子どもたちを中心にとこのところで、これからの教育行政に対して臨んでいただきたいということを申し上げ、次の質問に移ります。

地籍調査事業の積極的な推進を求め、町長にお聞きをいたします。

今、地籍調査の進捗状況、令和4年度の決算における事務報告書には、調査しなければならない270平方キロメートルに対して、調査した面積が20平方キロメートル、約7.4%の進捗率というふうに報告をされています。町長は、今年9月定例議会における7番議員への答弁で、地籍調査が進まない原因に、着手から登記完了まで5年かかることと、要求どおりの予算がつかないことを上げていました。しかし、昨年3月の一般会計の質疑において、地籍調査の質問に、当時の課長は、「基本的には3年かけて地籍調査をするけど、切りのいいところまでやらないと県の検査がずれてくる」と答えています。

また、国土交通省をはじめ、他の自治体も、地籍調査の進め方は、事業計画から法務局送付までの期間を3年としています。

令和4年度の決算認定における吉賀町議会決算審査特別委員会審査報告書の審査意見は、地籍調査事業の進捗率の向上を図ることと述べています。併せて、対象地域に入ってから、成果品としての地籍簿と地籍図の作成までを速やかに行うことは、土地所有者の負担を可能な限り少なくできることにつながると考えています。進捗率向上のため、作業期間の短縮を図ることについて、町長の所見をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、藤升議員の2点目、地籍調査事業の積極的な推進をということでお答えをさせていただきます。

まず、調査に係る年数についてでございます。9月議会の7番議員の一般質問で、登記完了まで5年と回答させていただきました。これにつきましては、近年の実績となっております、基準点測量と一筆地調査、現地立会でございますが、これを1年目。翌年、県の検査を経て、一筆地測量と原図作成。さらにその翌年、県の検査を経て、地籍図、地籍簿の作成と成果の閲覧となり、工程的には調査は終了となりますが、そこから認証請求、県を経由し、国の認証を受ける手続きでございますが、こうした認証請求を経て、法務局へ送致となるため、約5年必要となるということでございます。

平成26年度ぐらいまでは、おおむね3年程度で登記完了となっていた地区が多かったのも事実であります。また、補助事業における事業費ベースについても、令和元年度までは3,000万円程度で、要望の約9割程度の予算がついておりましたが、令和2年度からは約半分の1,500万円程度となりました。本年度につきましては、さらに下がり、要望額の半分にも満たない786万円事業量を落とすしかなくなりました。

昨今のこうした状況によりまして、新規地区に入るどころか、調査を進めている地区についても、測量を次年度以降に行うことによって、完成が1年延びるということになっております。早期の事業完了をしたいとは思いますが、町としても島根県に対して要望していくことしかできませんので、強く要望していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、県との関係もあり、次々と遅れるという状況についてはお聞きいたしました。一方で、職員にとって、やる業務量というのは少なくなっているというふうに考えざるを得ません。そこで、直営での測量の可能性について聞きます。

現状において、担当する職員は、測量に関する知識・経験を持っているか。また、職員が測量に関する能力や技術スキルを身につけられる仕組みづくりをしているかを聞くわけですが、ただ、この仕事をしようとした場合に、まず測量士の資格、そして、今、通常、業者さんをお願いをするときには、地籍調査業務についての地籍調査管理技術者、または地籍主任調査員、この資格は民間の資格ではありますが、これらについては、さらに難しい側面を持っておりますので、簡単ではないというふうには思いますが、職員の能力、技術スキルの面での町長の認識をお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目でございます。直営の測量の可能性についてということでございます。現状におきましては、担当職員には測量に関する知識・経験を持った者はおりません。また、能力や技術スキルを身につける仕組みづくりについても、現状においてはございません。

以前、直営で調査業務を実施していた時期はありましたが、測量ではなく、現地調査、一筆地調査ありましたが、そうしたことでございましたので資格は必要ありませんでした。現状は、今申し上げたとおりでございますが、少しでも職員のスキルを上げて、事務の進捗を目指していかなければならないというふうに考えておりますので、まず担当課、税務住民課になりますが、そうした方法について検討してみたいと思います。なかなか資格を取るにしても容易ではないということは重々承知しておりますが、そうも言っておられない事情もございますので、せっかくの御提案等もございましたので、人材育成を含めて、スキルアップの部分、原課のほうを中心に、まず検討してみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の話に続きますが、地籍調査が進まない理由の、予算がつかないということですが、補助金が要求どおりつかなくても。地籍調査の進捗率を上げる方法、可能性について、町長の考えを聞くわけですが、午前中、7番議員の質問で、山林の関係の航空レーザ測量について、町長は早期の導入を検討しているというふうにお答えになったと思います。この点についてお聞きいたしますが、国土交通省が第7次国土調査事業十箇年計画の中間年、これは令和6年度ですが、これまでに計画事業量の達成に向けて必要な措置を講じるとして、地籍調査費負担金を令和5年度の中でも当初の40億円から補正で60億円に増やしています。さらに、近年の測量技術の発展に伴い、高精度な空中写真、航空レーザ測量データ等のリモートセンシングデータを活用し、山間部での地籍調査の効率化を進めることで、地籍調査そのものを加速していくことが求められていますとしています。

既に、令和2年に国土調査法及び関係法令が改正され、レーザ測量を用いて調査した兵庫県市川町のニュース報道では、調査期間が従来の10分の1に減り、費用も7割程度に抑えられたこと、山を管理している団体は、山林に入らず、安全に調査できるし、画像も鮮明なので、とても便利と話し、調査を実施した役場係長は、現地に入って調査を行うと70年かかると見積もっていたが、今回の方法では20年で終わる予定だと話したと伝えられております。

町としても積極的にレーザ測量を活用した地籍調査の研究をすることが必要と思います。ただ、このレーザ測量は航空測量の場合もありますし、ドローンを活用した測量もある。これは精度の違い、それとスピードの違いです。このレーザ測量を活用した地籍調査について、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3点目ということになるかと思います。補助金が要求どおりつかなくても、地籍調査の進捗率を上げる方法ということでございます。補助金、補助事業以外ということになりますと、当然、単費でということになるわけでございますが、現在の吉賀町

の財政状況等を見る中では、あまり現実的ではないというふうに思われます。まずは補助金、補助事業、この財源をもって事業を進めていくべきだというふうに考えます。その上で、進捗率の向上を目指していきたいというふうに思っております、その点で申し上げれば、今日の7番議員のところでも申し上げました、この件は、これまでの一般質問の中でも答弁しているかと思いますが、いわゆる林業振興という観点からも、山林への調査を広げていくべきだろうというふうに考えております。そのための一つの方法として、本年9月の議会で7番議員の一般質問の中でも答弁させていただきました。それから今日のところ、今、9番議員のほうからもお話がありました、航空レーザ測量地図を活用した調査でございます。航空レーザ測量地図を活用すれば、机上で境界確認を行うことができまして、事業の進捗が大幅に短縮できることとなりますので、事業（ ）確保のためには有効な手法の一つと考えております。国も、この地図を利用して行うリモートセンシングでの調査を推進しております。

ただ、この山林境界の明確化をするためには、この航空レーザ測量地図は必要不可欠となるわけですが、この地図を取得するために、やはり億単位の、多額の費用が発生するということとなります。そのために、この地図の事業について、国の補助事業等、最適な財源確保を図る見込みがあれば、積極的に導入を検討していきたいと考えております。

このことにつきましては、そうしたことを取り組んでいきたいということで、この数年、手挙げをさせていただいて、補助事業をぜひ獲得したいということでやっておりますが、今、なかなか国全体の予算規模が膨らんでできません。手を何回挙げても、当選しないということでございます。ただ、これを諦めていくわけにはいけませんので、そうしたことを追求しながらも、また、ほかの財源をとる可能性もありますので、いろいろな方の御意見を聞きながら、そうした形が取れるように、今から対応していきたいと思っております。とは言いましても、先ほど御紹介のありました令和4年度の決算審査特別委員会の審査報告書の中では、自主財源を投入して、そうしたことも視野に入れて、進捗率の向上を図ることというような御指摘もいただいておりますので、それはそれとして、またその財源の問題をいろいろ検討させていただいて、少しでも進捗率が向上するように、検討を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先ほど紹介をしましたように、第7次の国土調査事業十箇年計画と、そういう中でも国のほうが予算を増やし、1.5倍にしている。その前は100億円とかついていますけれども、それに比べれば半分にとれているというような状況もありますが、やはり県内でも地籍調査の進捗、最低のところであると。直接、使えるか、使えないか分かりませんが、今、山林の話が町長がされました。圃場整備事業のデータというのは、これを活用することが可能かどうか、このことについても改めて研究をされることを要望して、次の質問に移

ります。

それでは、公設民営化後の病院の姿はということで、町長に質問いたします。社会医療法人石州会が経営をします六日市病院から、町が所有する病院、よしか病院を医療法人カタクリ会が運営する方式に変えるべく、準備が進められています。公設となる予定の六日市病院改め、よしか病院は、来年4月に提供できる医療などがどのようになるのか。入院・入所できるベッド数の現時点での見通し、外来の診療科目と開設の頻度、リハビリを含めた訪問サービスと人間ドックなど、健診の体制はどのようになるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、本題の前に、先ほどの地籍調査のことで、土地改良事業のみ圃場整備したところで、これは当然使えますので、そこは有効にリンクをさせて、対応していきたいと思います。

それでは、公設民営化後の病院の姿ということで、まず1点目についてお答えをさせていただきます。と思います。

まず、1つ目の開設後の診療体制等の状況について、現時点での予定という前提でお答えをさせていただきます。と思います。まず、入院・入所できるベッド数の見通しにつきましては、入院は回復期を中心とした一般病床として50床、よしか苑の入所は60床を各上限として予定しております。今後、カタクリ会の職員の採用手続きを進めてまいります。看護師・介護福祉士等の職員の確保が十分できれば、それに近いベッド数の稼働見通しが立てられる状況となります。

外来の診療科目と開設の頻度についてでございますが、基本的には総合診療科を中心とした医療を行うため、複数の常勤医師を確保することとしております。吉賀町のような人口が少ない中山間地域では、専門性の高い診療科よりも、急性期から慢性期まで幅広く診察ができる総合診療医が必要と考えております。幅広い診察を行い、専門的な検査や治療が必要な場合は、専門の病院やクリニックを紹介することになります。また、歯科口腔外科についても毎日開設することとしております。その他の診療科目として、整形外科、眼科、皮膚科を非常勤医師による診療で予定してありまして、整形外科、眼科については週1回、皮膚科については隔週1回の予定として、医療法人カタクリ会から聞いておりますが、医師確保等の状況によって、今後確定されるものであると考えております。

また、これまでどおり、通院が困難な在宅療養患者への訪問診療・訪問看護で在宅療養を支えるとともに、訪問・通所リハビリテーションで身体機能の維持・向上を図ってまいります。

そのほかにも、町内を中心とした事業所依頼も含めた健康診断や予防接種、町の健康相談事業や保健事業への協力も行い、地域包括ケアの推進に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今のところで、耳鼻咽喉科と、それから人間ドックについて、どのようになるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今の件については、医療対策課長のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 質問にお答えします。

耳鼻咽喉科につきましても、以前のところでは診療予定というふうなところで申ししていたところです。ただ、こうして医師の確保等、いろいろと考えたところで、今、はっきりと言いましたのは、耳鼻咽喉科を除いた診療科というところです。今後について、いろいろな診療科についても検討しておるところですので、医師の確保等ができる段階になれば、また、その都度、議会の皆様にもお知らせをしていきたいというふうには思っております。

また、人間ドックにつきましても、できる限り健康診断、それから今の人間ドックにつきましてもやっていきたいというふうな思いはありますので、これについても、いろいろ機器等の関係もありますので、これもまた同様に確定することができたら、また皆様方にお知らせするような形になるというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 2回目の質問になりますが、木谷医療・介護統括管理者は、先ほど総合診療科と言われましたが、総合診療医について、総合診療医の一番大切なことは、全ての医療に対して8割を診ることだと語っています。総合診療医の理解を町民に広げることが重要と考えますが、よしか病院の総合診療医は、病院の内外でどんな診療を行うことになるのか。指定管理に出す行政のトップとしての見解をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の質問でございます。総合診療医への理解を町民へ広げるということでございますが、これは当然のことながら重要と考えております。

吉賀町規模の町立病院では、幅広く診察ができる総合診療医の役割が重要であるというふうに認識しております。総合診療医は、地域にお住まいの子どもから高齢者まで、あらゆる年齢、性別の患者の健康問題に向き合って診療を行います。また、病院内での診療だけでなく、訪問診療、将来的には無医地区等への巡回診療を行うことも考えており、病院内にとどまらず、地域へ出かけることを予定しております。そのため、まずは、常勤医師として複数の総合診療医をしっかりと確保し、予約を必要とせずに、毎日診察ができる体制づくりを進める考えでございます。

お隣の津和野共存病院におきましても、そのような体制を既に構築されているところでございます。よしか病院も同様に体制を整えてまいりたいと思います。また、そうしたことを行政としても強く要望させていただいて、調整もしていきたいと思っております。

こうしたよしか病院における総合診療医の役割や体制等について、町民へ理解が広がるような、こうしたことについても努めてまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） カタクリ会のほうから、六日市病院に勤務しておられる方々への案内の中で、今の総合診療医のところで紹介しておりますが、総合診療医の診療は、安先生のように、内科系の疾患に総合的に対応できる医師による体制を目指し、安先生を中心に育てていただきたいと、このようなふうで紹介もされております。

私は、総合診療医のイメージを、名誉町民である内藤博士先生をイメージしています。内科医であった内藤先生は、どんな人も受け入れ、小さな子どもを連れて行っても丁寧に見ていただきました。研究熱心で、一人一人の患者さんに合う治療法を見出し、専門医に委ねなければならぬときは、確かなお医者さんを紹介されていました。ここで暮らす人の命と健康を守るための献身的な姿が、信頼と尊敬につながっていました。総合診療医を目指す先生は、内藤先生についてよく知っておられると思いますが、より深く知っていただけることを期待したいと思います。町長のお考えを聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3点目の質問でございます。名誉町民であります内藤博士先生が、総合診療医のイメージであることに関してでございます。私も全くの同感でございます。

幅広く、本当に丁寧に診察しておられた内藤先生の姿と、総合診療医が持つ役割は、ぴったり当てはまるというふうに考えております。今後、新たに、よしか病院に来ていただける医師の方々へ、名誉町民である内藤先生の御功績と、さらにその姿について、ぜひとも知ってもらえるように、町としても積極的に医師の方々と交流等を交えて周知をしてまいりたいと思います。

これは内藤先生が御逝去されたとき、追悼の意味で、お別れ会を開催させていただいた、そのときに町のほうで作成をしたパンフレットでございます。私もこの役場に入って、しばらくそれまでは、幼少の頃から、まさに内藤先生がかかりつけ医でございました。私も含め、家族全員が内藤先生に大変お世話になりました。まさに、そのときからそうでございましたが、先生のお顔を拝見する、あるいは先生に少し手を握っていただく、これだけで病気が治る、気分が晴れるというようなことを言われる方もいらっしゃいましたし、私もその一人でありました。

それから、このしおりの中に、私はいつもこれを見るんですが、当時、合併前の平成17年の4月と6月号の、時の広報むいかいちに内藤先生の診察日記という記事がございます。これは役

場の職員が内藤先生にインタビューをして、それを活字に落として記事にしたものでございまして、そのくだりにこうしたことがございます。少し紹介をさせていただきます。先生がこういうふうに言うておられます。「町医者宿命として、どんな診察もしなくてははいけません。専門は内科ですが、眼科、耳鼻科は言うに及ばず、一時期は歯も抜いていたことがあります。七日市まで行けば、歯医者はおられましたが、交通手段の不便な時代はそうも言うておられません。父が使っていた歯科用手術の道具がありまして、町内に六日市の蔵本先生と私の2人しか医者がいない頃は、日に80人の患者を見ていました。53年間の総合診察数ですか。検討がつかないけど、延べでは40万人くらいではないでしょうか。」と、こういうふう先生にインタビューをしたことが、この記事の中にあります。

本当に内藤先生、晩年は、午後の、こういった天気のいいときは、外へ散歩しておられまして、ちょうど私が副町長のときでございましたが、六日市病院が少し懸念をされるような状況になったときに、私を捕まえて、「よい、岩本君。六日市病院を絶対に頼むで。」と、こういうふうに言われました。この言葉が忘れられませんが、先生のお別れ会するときにも弔辞の中で御紹介をさせていただきます。まさに総合診療院としてのイメージは内藤博士先生であります。そうしたことを、これから赴任、業務に就かれるカタクリ会の先生方にも、ぜひ御紹介もさせていただきます、お願いもさせていただきますというふう感じているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 内藤先生そのものが、診察室に入るところから観察が始まり、お腹が痛いと言え、お腹の前から後ろから、お腹に手を入れるように触診、手を当て、とんとんと叩いて響きを捉える。熱が出ていると、聴診器を使い、前から後ろから、そして目から喉の奥まで丁寧に見てもらうだけで、治ったような感じになる患者さんも多かったのではないのでしょうか。

先ほど町長が紹介されましたパンフの、その後のところを私も紹介させてもらいたいと思います。「今思うと、私は仕事ばかりやってきたので、診察することで人と触れ合って、自分の知らない世界やいろんな話題を見聞きしてきたような気がします。そうすることが楽しみだったんですね。私にお世話になったと言われるけど、本当は私のほうが助けてもらっていたのかもしれない。」と語っておられました。このことを紹介し、次の質問に移ります。

それでは、最後の質問になります。地域スポーツ活動へ積極的な支援をとということで、町長にお聞きをいたします。町長は、先ほどもありましたが、2年前の所信表明で、まちづくりの基本姿勢の1つ目の柱、「育ててよし」のところで、生涯スポーツの推奨を上げ、生涯にわたり誰もが参画できる環境づくりが必要。その実現のために、既存施設の充実により施策を展開していくと述べ、2030年に島根県で開催予定の国民スポーツ大会のサッカー競技会場として選定され

ていることから、地元自治体として選手育成や機運の醸成を図るための計画を策定していく必要があるとしていました。

また、最近の町広報や地方新聞は、吉賀町や吉賀高校の選手の県大会、中国地方での大会、ここでの活躍、また全国大会出場を紹介しています。小さな町から出た選手の活躍が町民を励ましています。島根国民スポーツ大会により多くの選手の出場ができるようにするだけでなく、スポーツ以外も含め頑張ろうとしている子どもたちへの練習環境と施設の整備、修繕をはじめ、積極的な町のバックアップがあってこそ「育ててよし」につながると考えます。町長の積極的なバックアップを求めますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、地域スポーツ活動へ積極的な支援をとということでお答えをしたいと思います。

議員が言われますように、生涯スポーツの推奨は「育ててよし」だけではなくて、「元気よし」、「住んでよし」こうしたことにもつながるとも大切なことだというふうに考えております。スポーツを楽しむことは、住民が心身ともに健やかで活動的な生活を営むことの基礎となるだけでなく、人との交流、親睦の面でも重要なものです。

スポーツには国民体育大会、これは間もなくいたしますと、「国民スポーツ大会」という名称に変わりますが、こうした大会につながるような本格的なスポーツから、それぞれの世代や生活スタイルに合わせた軽スポーツやレクリエーションまで様々なものがあります。

なお、皆様御承知のとおり、7年後の2030年には島根県において国民スポーツ大会、通称「島根かみあり国スポ・全スポ」が開催され、吉賀町はサッカー競技の会場となっております。

さて、最近、町内の子どもたちの活躍には目を見張るものがあり、私もたくさん子どもたちから表敬訪問を受けたり激励費を送ったりと、それぞれ活躍の状況について御報告を賜っているところでございます。

スポーツで頑張ろうとしているこうした子どもたちに対する、町としてのバックアップという御質問でございますが、1つは、施設設備の整備や修繕といったハード面がございます。施設面におきましては、これまで、スポーツ公園のテニスコートのコート張り替えや照明塔の改修、真田グラウンドの人工芝のメンテナンスや、手洗い場の改修、さらには体育館の修繕等、順次改修を進めてきたところでございます。

しかしながら御存じのとおり、あちこちで老朽化は進んでおりまして、こうした施設設備への対応や、2030年の国民スポーツ大会の開催に向けての計画や施設整備も必要となってきております。

こうした中で、未来を担っていく子どもたちのみならず、先ほど申し上げたとおり様々な世代

で誰もがスポーツに参画できる環境づくりといった視点も大事にしながら、環境整備に努めてまいりたいと思います。

スポーツで頑張っている子どもたちに対するバックアップとして、もう一つは激励費や助成金による支援、あるいは横断幕による周知や盛り上げ効果といったソフト面がございます。

現在、町では中国大会以上の大会へ出場される方に対して激励費を支給しております。これは子どもたち限定ということではございません。最近の子どもたちの活躍にもあるように、ほとんどは子どもたちに対するものとなっております。

また、国民体育大会など全国レベル以上の大会へ出場される方の情報を得られた場合には、町といたしまして横断幕等を作成・掲示して応援しているところでございまして、掲示後の横断幕につきましては、御希望によって御本人へ進呈もしているところでございます。

そのほかにも、スポーツ少年団の活動に対しては町の体育協会を通じて助成金を交付しております。なお、未来を担っていく子どもたちに対しては、スポーツはもちろん様々な技能や芸術など表現活動における各種コンクールや大会についても応援、バックアップしてまいりたいと思います。スポーツのことばかりにちょっとクローズアップして回答させていただきました。当然それ以外の文化、芸術活動においても本当に頑張っておられます。

一番直近の話題といたしましては、これは12月12日の読売新聞の記事でございます。御覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、実は、私もこの新聞を見て初めて知ったんですが、吉賀高等学校3年の河内慧さん、この生徒さんが第38回の全高等学校文芸コンクールで俳句の部門で入賞された。これは島根県でただ一人でございます。

こうしたことでも本当に頑張っているわけでございますので、スポーツに限らず、様々な形で頑張っておられる子どもさんたちをしっかりと応援もさせていただきたいと思います。また、その環境整備についても努めてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、スポーツ少年団等も含め、指導に当たっていただいているそういう方とも意見交換の場等を持つのか。そういうようなことについても、今後の中でご検討をお願いして、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、9番、藤升議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定の一般質問は終了しました。

皆さんお疲れかとは思いますが、日程第2、そう時間もかからんとは思いますが、引き続き移ります。

日程第2. 事件（議案第74号 吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について）

の訂正について

○議長（安永 友行君） 日程第2、事件（議案第74号 吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について）の訂正についてを議題とします。

本件についての説明がございます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、ただいま議題となりました、事件（議案第74号 吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について）の訂正についての件でございます。

本件につきましては、去る12月の8日に上程したところでございました。この議案書におきまして、指定の期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする内容で記載をしておりました。このうち指定期間の周期につきまして正しくは令和10年の3月31日までの4年間でございます。

また、これに関連する全協資料につきましても、一部修正を加えることが必要となってまいりました。こうした事態になりましたことをまずもってこのことに対しまして提案者といたしましてお詫びを申し上げておきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。今後におきましては、当然、こうしたことがないように細心の注意を払ってまいりたいと思っております。

なお、この内容につきまして、詳細につきましては、事務を所管いたします総務課長のほうから詳細説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、事件の訂正につきまして説明をさせていただきます。

タブレットのほうのデータを御覧いただければと思います。2枚目の紙、別紙というものでございます。先ほど町長が内容について触れさせていただきましたけれども、議案第74号吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定につきまして、内容の一部を訂正させていただきたいというものでございます。

内容は3、指定の期間の「令和11年3月31日」を「令和10年3月31日」とするものであります。

指定管理機関につきまして「令和6年4月1日から令和11年3月31日」までの5年間というのが誤りでありまして、正しくは「令和6年4月1日から令和10年3月31日」までの4年間というものでございます。

この4年間の期間でありますこの施設につきましては、隣接いたします特用林産物集出荷施設との一体的管理が適当との判断から、指定管理期間につきまして、特用林産物集出荷施設の指定期間に合わせ、その周期を令和10年3月31日までということと設定した上で、これまで更新手続きを進めてまいったところでございます。

今回の議案の調整誤り、これの原因というところでございますが、これは人為的なミスという

ふうと考えております。本定例会におきまして、15の施設の指定管理者の指定議案を上程させていただいておりますが、機械的に議案調整をしたというところ、それから当然ながら提出前には内容の確認をするというところですが、結果としてこういう形になったということから鑑みれば不十分であったということ、そうしたことがこの訂正をお願いする、誤りの原因だというふうと考えております。改めてお詫びをさせていただきまして、本議案の訂正につきまして許可いただきますようお願いいたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 町長のほうからちょっとありましたけど、ただいま課長が説明した以外に、関連なんですけど、全協の資料が間違っておりました。その辺も併せて皆さんにお諮りをいたしますので、まずは課長のほうから説明してください。資料を用意しておりますので、資料を配りますのでちょっと待ってください。

〔資料配付〕

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま私のほうから言いましたように関連しておりますので、全協の資料の訂正についても課長のほうから説明をさせます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、お配りいたしました資料に基づきまして説明させていただきます。

資料の上段につきましては、先ほど説明をいたしました議案第74号に係る正誤表というところで見ていただければと思います。

それから、中段から下の表になってまいります。令和5年12月1日全員協議会資料、公の施設の指定管理者の指定ということで資料を提出させていただきました。うち5か所ほど訂正箇所が判明しましたので、その訂正をお願いしたいというものでございます。

この訂正箇所なんですけれども、先ほど議案第74号、ここの指定期間の誤りがあったということをお知らせしました。作業工程の中で表現とした機械的な作業というふうにお知らせしましたが、そうしたことからこの全員協議会で用いた資料についても、一部機械的な作業をしている可能性があるということで再点検をいたしました。数字を中心に再点検をして、今見いただいているところが判明したということがございます。

まず、上から参りますと、資料の12ページであります。ここには参考として平成31年度から令和5年度までの指定管理料基準額の表を記載しております。この中の11番目に記載しております吉賀町地域食材供給施設、誤った数字が入っております。指定管理料がゼロ円というふうに記載しております。実際には、その右側の正しい欄を見させていただきますと、令和3年度から令和5年度におきましては、指定管理料が発生をしております、その関係で総額のところにも数字が入ってくるということです。表の中では、ここには管理料がずっとゼロで並べてあったん

ですけれども、実際にはそうではない数字が入ってくるというところでの訂正です。

それから、その下の同じく資料の12ページ、同じ参考として指定管理料の基準額を示した表の中、16番目に吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターがあります。これについて、令和5年度の管理料の数字ですが、436万円という記載をしておりましたが、実際には、令和5年度は218万6,000円でございます。

この施設につきましては、吉賀高等学校の男子生徒の受入施設というふうに切り替えた関係で、指定管理料が変更になっております。これを反映させずに436万円を横並びに記載をしておいたというものでございます。したがって、総額についても変更がかかっているというところなんです。

それから、その下です。17ページです。

(3)「各施設の選定経過について」というところが出てきます。これは吉賀町交流施設について書いてあるところであります。指定管理料の提示額は5年間で「総額3,860万500円」というふうに書いてありますが、正しくはその右側です「3,860万円」ということになってまいります。

その下です。17ページから18ページにかけて、これも(3)で、各施設の選定経過について記載をしております。「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」についての記載でございます。誤った表現としまして、指定管理料の提示額は5年間で総額「2億1,400万円」という表記をしております。これはその続きに消費税及び地方消費税含むと書いていますけれども、この数字は含んでない数字を記載しておりました。その右側の正しいところを見ただけですと、消費税及び地方消費税を含むという形にしますと「2億3,540万円」これが正しい数字になってまいります。

それから一番下です。25ページから26ページにかけて、(3)各施設の選定経過について、これは吉賀町産直市場集出荷施設の指定について書いているところでして、先ほどの議案第74号で説明させていただきましたこの施設につきましては、指定管理期間について「5年」というのは誤りでして、「4年」が正しいというふうな内容になってまいります。

以上、全員協議会の資料につきまして、併せて訂正をお願いしたいというものであります。大変、事務的なミスということで、この点についても繰り返しになりますけれども、極めて人為的な部分が大きいというふうに考えております。こうしたことがないように、今後、事務に当たっていきたいというふうに思います。

大変ご迷惑をおかけしておりますが、この部分についての訂正をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長(安永 友行君) それでは、ただいま提案者からの訂正箇所並びに理由の説明を終わります。

した。質疑があれば質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、一応お諮りをします。ただいま議題にしました事件（議案第74号 吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について）の訂正について、並びに全員協議会で示しました箇所、数字の間違いが5件ぐらいありましたけど、それを含めて訂正します。それを許可することに御異議ありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 質疑ではないんですが、今ペーパーもらったんですが、このタブレットの中の変更はどうなるんですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼いたしております。このたび訂正をさせていただいた後の資料につきましては、「訂正後」というふうに書き添えた上で、今ある全員協議会の資料のその場所のとなりに格納、保存をいたしますので、そのように見ていただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 総務課長のほうから説明がありましたが、それを含めてもですが、訂正については許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、異議なしと認め、ただいまの議案第74号を含めた全員協議会の資料も含めて、タブレットのほうで修正をいたしますので、それをもって許可することに決定をいたしました。

○議長（安永 友行君） それでは、以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦勞でございました。

午後3時33分散会
